九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

第１次世界大戦期ドイツの社会保険制度（6）

加来, 祥男
九州大学 ： 名誉教授

https://doi.org/10.15017/1682962

出版情報：經濟學研究. 83 (2/3), pp.1-29, 2016-09-15. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

第１次世界大戦期ドイツの社会保険制度（6）

加　来　祥　男

はじめに
Ⅰ　大戦前の社会保険制度―概観―
　1　制度的枠組み（第79巻第２・３号）
　2　実績
　3　小括（第79巻第４号）
Ⅱ　大戦期の社会保険制度
　1　戦時期の制度改正（以上、第80巻第４号）
　2　戦時期の社会保険実績
　（1）疾病保険（以上、第81巻第４号）
　（2）労災保険（以上、第82巻第４号）
　（3）廃疾＝遺族保険

（3）廃疾＝遺族保険

a　戦争と廃疾＝遺族保険制度

戦争勃発直後の1914年８月の『ドイツ帝国の廃疾＝老齢保険』誌に「廃疾保険と戦争」[179]と題する小さな記事が掲載された。それは、年金に対する期待権に関する「ライヒ保険法」第1280条の規定――２年間に支払われる保険料が20週に満たなければ年金に対する期待権は消滅する――が軍務召集の場合には適用されず、軍務期間は保険料を支払わずに賃金等級Ⅱとして保険料納入期間に算入されること、ただし、任意の保険加入者は保険料を支払わねばならないこと、を確認した。

1914年10月の『月刊労働者＝職員保険』誌に掲載された、ライヒ保険庁の枢密上級行政官ピーチュによる「ライヒ法による廃疾＝遺族保険の保険者資産状況に対する戦争の影響」[180]と題する論説は、廃疾＝遺族保険に対する戦争の影響を以下のように論じた。

制度の仕組みを年金と保険料について簡単に

179）Invalidenversicherung und Krieg, in: *Invaliditäts- und Altersversicherung im Deutschen Reiche*, 24. Jg. Nr. 19, 15. August 1914, S. 143.「ライヒ保険法」第1393条は、前もって保険義務のある職に就いたことを前提として、軍務期間は保険料を支払うことなく保険料支払週として算定されることを規定しているが、うえの記事にはこの規定に関する言及はない。

180）Dr. G. Pietsch, Der Einfluß des Krieges auf die Vermögenslage der Träger der reichsgesetzlichen Invaliden- und Hinterbliebenenversicherung, in: *Monatsschrift für Arbeiter- und Angestellten-Versicherung,* 2. Jg. Nr. 10, Oktober 1914, Sp. 705-713.

紹介したピーチュは、「廃疾＝遺族保険のこうした仕組みの下では、時に異常な出来事が収入を減らしたり支出を増やすようなことがあっても、経常支出は常に支弁可能であろう。廃疾＝遺族保険の保険者の資産は約20億マルクに達している」、と述べた。それでも、点検しておくべき問題が２つある。即ち、①戦争期間中、支出は収入によって支弁され得るかどうか、②戦争によって、将来保険料の引き上げを必要とするような深刻な被害を予想しなければならないか、がそれである。

第１の問題について。戦争によって廃疾年金や遺族年金などの給付増大が予想されるけれども、「この負担増はさしあたり保険者の流動資金に影響を与えていない」。それはこの制度の給付と保険料支払の方式から説明される。保険料は郵便局で購入した印紙を受領帳に貼り付けることによって支払われる一方、各種年金類の給付は、郵便局に留保された印紙販売代金のうちから保険者の指示を受けた郵便局によってなされ、給付実績と留保額が清算されることとされていた。この方式によって、「1915年５月ごろまでは、保険者は戦争によって増大した保険給付を［郵便局に］支払わないで済むであろう」と見通されたのである。他方で、治療は戦争期間中はとくに緊急の場合だけに限られているけれども、医療施設の一部は戦傷者の看護に利用され、それに対する補償は費用をはるかに下回るから、保険者の総支出は減少していない。また、軍事召集された官吏の代わりに補助職員を雇用しなければならず、管理費は増大するだろう。それでも、「総じて、保険者の支出総額は今後の数か月間は、戦争によってほとんど影響を受けないであろう」というのが、支出面の分析から得られた結論であった。これに対して、収入面では、とくに戦争による失業の影響が直ちに表れている。しかし、1912年には保険料収入は２億7400万マルクで、保険者の総資産は１億7000万マルク増大した。これをもとにして試算すると、「保険料の欠損額が40％であるとして、保険料と利子による保険者の収入は、戦争期間中、年々5000万マルクあるいは月々400万マルクだけ経常支出（保険給付と管理費）を上回るだろう。」

それでも、次のような問題があることが確認された。保険所は、健康状態の向上や郡・ゲマインデに対する貸し付けをとおして戦時扶助と取り組む意向であるが、この課題を果たすには、予想される保険料と利子からの収入では不十分である。有価証券や抵当権の売却は現在では損失を伴うから、ライヒ保険庁は、「有価証券を担保とする借り入れによって保険所が必要な資金を調達することを認めた。……保険所の戦時公債引き受けについては、ライヒ保険庁はさらなる緩和を留保している。」

将来の保険料の引き上げ可能性という第２の問題について。戦争によって、全保険者の保険料収入の減少と廃疾年金や寡婦年金の給付増大が予想されるけれども、保険者の損害が４億マルクであれば、週保険料を１プフェニッヒ引き上げることで問題は解決される。「ライヒ保険法」によって1912年には保険料が平均８プフェニッヒ引き上げられており、「戦争が長期化し、損害が大きい場合でも廃疾＝遺族保険の体系が揺らぐことはあり得ない。まして戦争による保険者の損害が保険料引き上げをもたらすとは、ほとんど考えられない。」

以上のように、戦争の影響がみられるとしても廃疾＝遺族保険財政が揺らぐことはない、というのがピーチュ論説の骨子であった。但し、ここでは、戦争は比較的短期で終わると想定さ

れ、また、保険所が戦時扶助活動に必要とする資金は有価証券を抵当とする借り入れによって調達されねばならないとされていることには、留意しておこう。

1914年11月の『ドイツ帝国の廃疾＝老齢保険』誌に掲載された「ライヒ法の廃疾保険に対する戦争の影響」[181] と題する記事は、廃疾＝遺族保険制度に対する戦争の影響を広く論じた。その骨子は以下のとおりである。

(1) 軍務召集された者については保険義務が停止されるが、軍務期間は賃金等級Ⅱとして保険料納入週とみなされる。但し、自己保険の場合には軍務期間中も保険料を支払わねばならない、また、保険の任意継続者は期待権保持のためには少なくとも20週の保険料支払いが必要である。

(2) 廃疾＝遺族保険の年金は満額継続支給され、1906年５月３日の「軍人援護法」das Mannschaftsversorgungsgesetz vom 31. Mai 1906による軍人年金との並行受給が認められる。

(3) 戦争が引き起こした健康障害による給付の増大が予想される。

(4) 保険所の資産に対する戦争の影響は大きい。軍務召集された被保険者の保険料支払いが停止される一方、戦争によって増大する給付に備えなければならないからである。法人としての保険所の資産は、ハーグ協定第46条により押収を免れる。

(5) 廃疾や死亡を防ぐ早期治療を行うべく、保険所はその資金を赤十字のために使うことができる。それには「ライヒ保険法」第1274条により監督官庁の承認が必要である。

(6)「ライヒ保険法」第1356条によって、保険所はその資産の少なくとも¼をライヒと邦の公債に投資しなければならない。上限は設定されていないけれども、保険所の資金は、被保険者のために ── 主として住宅建設のために ── 投資されており、流動化することはできない。ライヒ保険庁は、有価証券などを抵当化して戦債引き受けのための資金を準備することを了承した。

(7) これらの考察から、「保険所は現在、戦争期間中、保険料収入が経常支出を賄うに十分でない場合でも、法律で決められた給付を履行できる状態にある」、と結論された。

この記事では、第１に、戦争期間中における制度運用上の留意点が確認され（(1)、(2)）第２に、戦争の影響が予想され（(3)、(4)）、そして第３に、戦時福祉などに保険所資産が用いられる場合の枠組みと運用方法に言及されているが（(5)、(6)）、(7) が示すように、制度にとっての危機感はみられない。なお、第３の点はピーチュの指摘と重なっている。

1915年５月21日の『ドイツ疾病金庫新聞』に掲載された「廃疾保険にとっての戦争の結果」[182] は、廃疾＝遺族保険の状況を以下のようにとらえた。

(1)「目下のところ廃疾保険が巨額の資本を有しているとしても、「慣性状態」が今後長くは続かないということを看過してはならない。……数か月も湿気の多い穴や塹壕で過さねばならず、屋外で天候のあらゆる厳しさに曝され、夏には暑熱、冬には厳寒に耐えねばならない男たちの場合には、そうした厳しい辛苦の結果は数十年後になってから出てくるだろう。即ち、廃疾は年々増加する。……戦死者はすべてが、残された子どもがまだ小さく、遺児年金が

181) Der Einfluß des Kriegs auf die reichsrechtliche Invalidenversicherung, in: *Indaliditäts- und Altersversicherung im Deutschen Reiche*, 25. Jg. Nr. 1, 15. November 1914, S. 4-5.

182) Die Folgen des Kriegs für die Invalidenversicherung, in: *Deutsche Krankenkassen-Zeitung,* 15. Jg. Nr. 15, 21. Mai 1915, S. 85.

きわめて多く、そして長期にわたって支給されねばならない年齢層である。まったく見通しのきかないこうした負担に対して、廃疾＝遺族保険は準備ができていない。」

(2) 戦争によるこうした支出に対して、現在の法的規定では保険所はどこからも補償をえられない。

(3)「1914年の廃疾＝遺族保険を概観すると、新たな負担はまだ確認できない。むしろ、年金認可の減少――保険の全般的な後退における新たな動き――が示されている。けれども、既に提出された1915年の保険所の報告では支出の増加が認められる。」

(4)「廃疾保険の新しい出費を、さらにことさらの「節約」でおおよそでも埋め合わせることは不可能であろう。廃疾概念を現在よりも狭く理解することはできない。それゆえに、廃疾保険には改正が必要となろう。……老齢年金支給年限の引き下げは長らくの労働者の要求であり、その実施はもはや延期できない。」

ここにみられる論調は、うえにみてきたような1914年のそれとは異なっている。戦争の影響を受けた給付の長期的な増大が予想され、それへの対応について相当の覚悟を必要とすることが指摘され、制度改正の必要すら示唆されている。

もっとも、このような論調が、廃疾保険制度をめぐる状況認識としてどの範囲で共有されていたのかは定かではない。まえにも労災保険に関して参照した、1915年７月の「戦争中のドイツ社会保険」[183] における廃疾＝遺族保険制度の把握は、以下のようなものであった。

(1) 被保険者の軍務期間が保険料を支払うことなく保険料納入週として算入されるという規定は、1914年11月26日「労働者保険における軍務期間の算入に関する布告」(8) によって、オーストリア＝ハンガリーにおける軍務期間にも適用される。戦争によって廃疾になるか死亡した被保険者とその遺族は、廃疾保険の給付に対する請求権をもつ。また、廃疾保険の年金は、軍人年金と並行して全額が支給される。

(2) 戦争勃発以来、廃疾保険の給付は増加し、他方で保険料収入は減少している。戦争勃発から1915年３月までを戦争前の同じ期間と比較すると、給付額は610万マルク増加したのに対して保険料収入は3700万マルク減少した。

(3) このように、廃疾保険制度が直面する課題はきわめて多い。けれども、制度はそうした要求に困難なく応えている。積立方式によって、戦争勃発時に廃疾保険の保険者は20億マルクを超える資産を有しいていたからである。

(4) 保険所の資産は、ライヒ保険庁の承認を得て、戦時福祉事業に用立てられている。戦争勃発から15年５月末までに、戦時福祉事業に約1300万マルク、福祉のための貸し付けとして5600万マルクが支出され、さらに約２万9000万マルクが戦時公債に向けられた。

ここでは、戦時期における制度的調整（(1)）、戦争勃発後の収支状況（(2)）、保険者の資産とその運用が取り上げられており（(3)、(4)）、資産が戦時福祉事業向けられていることが記されている。

ライヒ保険庁長官であったカウフマン Paul Kaufmann が1916年１月に発表した、「廃疾保険の25年」[184] と題する論説は、廃疾＝遺族保険制度の歩みを振り返るとともに戦時期における保険者の活動をとりあげた。25年を振り返って、「ドイツは、世界市場における競争力を損なうことなく廃疾保険の重い負担にも耐えた。というよりむしろ逆である。社会的扶助の、とりわけこの部門の恩恵的な作用は、我が国の前例をみないような経済的な隆盛に大きく寄与した」と、

183) Die deutsche Sozialversicherung während des Krieges, S. 593-595.

ドイツの社会・経済発展にとって廃疾保険制度が果たした役割が高く評価された。とくに強調されたのは、結核や飲酒癖、性病に対する対策といった施策の意義である。そのうえで戦時期については、「戦争は、＜人類史の強力な動力＞として、ここでも保険所の目的意識的な仕事にとって新しい有望な方法を切り開いた。治療とならんで、保険所は、全般的な措置をとおして公衆衛生上すぐれた業績をあげた」、とされた。後者の事例としては、保険所の資産が住宅建設に投じられていることがあげられた。戦争は保険者に未曽有の問題をもたらしたが、「これまでの平時の課題が円滑に遂行されており、加えて、保険所に蓄積された組織の技術と社会的経験、そしてその豊富な資金が戦時福祉事業に十分に投じられている様を我々はよく知っている」、というのが、戦時期の廃疾＝遺族保険制度についての理解であった。

カウフマンの論説では、1915年末から16年初頭の時点で、これまでの廃疾＝遺族保険制度発展、とくに健康向上のための施策の意義が高く評価されるとともに、戦時期における保険所の活動については、公衆衛生や戦時福祉事業がとくに大きくとりあげられた。

1916年６月には「廃疾保険における年齢に関する法律」（23）が老齢年金支給開始年齢を、従来の70歳から65歳に引き下げた。同年４月21日の『ドイツ疾病金庫新聞』に掲載された「保険法最初の改正法」[185]は、「長く求められていた」改正法の草案がライヒ議会に提出されたことの紹介と論評である。そこでは、老齢年金の受給者が継続的に減少していること、受給資格を得るまでの待機期間をみたすことがますます難しくなっていること、草案では遺児年金もまた引き上げられること、そして、これらによる支出増を賄うために、保険料の引き上げが予定されていること、が論じられた。

戦争が４年にもなろうとする1918年５月13、14日に、廃疾＝遺族保険の保険者である保険所と特別保険所の総会がベルリンで開催された。この総会でオルデンブルク大公国の枢密上席上級行政官デュットマンが「廃疾＝遺族保険拡充のために」[186]と題して行った報告は、18年６月の『労働者援護』誌に掲載された。この報告は、「ライヒ保険法」における廃疾＝遺族保険の給付と保険料に関する規定の改正に関して、総会が決議した９項目からなる原則をあげ、それに注釈を加えたものであった。原則の概要は以下のとおりである。

（1）労働者保険の年金受給者の大部分は補助を必要とするが、１月３日の連邦参議院布告による年金割増はこの必要に沿うものではない。

（2）この割増に代わって、困窮度にかかわりなく

184）Dr. Kaufmann, Fünfundzwanzig Jahre Invalidenversicherung, in: *Monatsschrift für Arbeiter- und Angestelltenversicherung*, 4. Jg. Heft 1, 16. Januar 1916, Sp. 1-7, auch, in: *Monatsblätter für Arbeiterversicherung*, 10. Jg. Nr. 1/2, 31. Januar 1916, S. 1-7. この論説には、次のような叙述もみられる。「偉大な教育者である戦争は、……右に向かっても左に向っても我々の社会的扶助の十分な意味を初めて明らかにし、ここ数年間にこの制度に向けられた、往々にして驚くほど軽薄な多くの攻撃を退けた。とくに廃疾保険が我々の戦争準備にとっていかに強力な道具となったか、また、戦争による苦境を克服するための鋭利な武器としても真価を発揮しているのか、戦争は説得力をもって教えた。」

185）F. Kl., Die erste Novelle zur Versicherungsordnung, in: *Deutsche Krankenkassen-Zeitung,* 16. Jg. Nr. 12, 21. April 1916, S. 67-68. なお、官吏、将校、職員の退職がいずれも65歳であったことから、廃疾＝遺族保険制度における年金支給開始年齢を70歳のままにしておくことは難しかったということも指摘されている。Kobler, Ein „Härte-Paragraph“ für die Invalidenversicherung, in: *Arbeiter-Versorgung,* 33. Jg. Heft 8, 11. März 1916, S. 169.

186）Düttman, Zum Ausbau der Invaliden- und Hinterbliebenenversicherung, in: *Arbeiter-Versorgung*, 35. Jg. Heft 16, 1. Juni 1918, S. 301-310.

個々の年金を一定割合で引き上げねばならない。

⑶ 物価上昇割増の負担はライヒの問題である。不当にも保険所がこれを負担するとなれば、それによって曝される経済的な危機について、保険所は、保険料引き上げとライヒ補助の引き上げを要求しなければならない。

⑷ 導入されつつある年金の引き上げを廃止することはできない。だが、廃疾＝遺族保険の拡充の取り組みがはっきりしてはじめて、引き上げは適切に遂行できる。制度の拡充に当っては、健全な人口政策の促進が重要な目標とされねばならない。

⑸ ３人以上の子どもをもつ被保険者に対する児童年金の支給は、子沢山の家族の経済的困窮を軽減する適切な方法であり、出生率低下の一因を除去する助けとなる。

⑹ それとならんで、とくに大都市の子沢山の家族に対する住宅扶助が必要である。それは、ライヒと邦の支援を受け雇用主の協力を得て、ゲマインデが行わねばならない。

⑺ 保険義務の拡大と任意保険における最低保険料の引き上げによって、保護必要者の範囲を完全に捕捉するとともに、保険者の給付能力をより確実にしなければならない。

⑻ 給付引き上げによって必要となる保険料の新たな認定に際しては、困難な経済的状況を考慮して、将来の費用によって現在の負担を軽くしなければならない。

⑼ 任意追加保険を停止して、従来の職員保険は廃疾保険に接合される。蓄積された保険料やこれから支払われる保険料を被保険者である職員のために用いるのは当然である。

この原則について以下のような注釈が加えられた。第１項について。１月３日の「布告」による割増の評価が否定的であっても、それをすぐに変更することはできない。「いずれにしても、永続的な年金引き上げの問題は、所得上限の引き上げ、より高い賃金等級の設定、待機期間と期待権といった問題と関連づけてはじめて答えることができる。」これは制度改正にかかわる問題であった。第２項については、新たな支給開始年齢である65歳では多くの人々が労働可能であり、老齢年金は廃疾年金の受給者よりも有利であること、30万人の戦争遺児が労働者保険の年金に頼っていること、そして、戦争年金の扱いはライヒの問題であること、といった諸事情を考慮して、各種年金ごとに引き上げ率を設定することが要求された。第３項に関しては、「ライヒが恩恵を施そうとするのであれば、それによって生じる負担を自ら負わねばならない」として、ライヒが費用を負担することが求められた。この点に関連しては、保険所の第７、８次戦時公債の引き受け額が1916年の資産増分の４倍を大きく上回り、戦争継続に必要な資金を得るために廃疾保険の保険者が負った債務は８億マルクを超え、純資産の⅓に相当することも述べられた。

「全討議の核心」をなす第４項の年金引き上げについては、保険義務の拡大やより高い賃金等級設定の要求は待機期間や期待権に関する規定に作用するから、そこから不公平が生じないように留意すべきである、とされた。また、当分は戦前よりも高い出生率を見込むことが難しいなかで、「政府とライヒ議会が、子沢山の家族の経済的な窮状を広い範囲で除去するという重大な意思を明らかにし、立法の準備作業の早急な着手を指示すること」が人口政策の観点から期待された。第５項については、３人の子どもをもつ第３賃金等級の被保険者に対して平均300マルクの「児童年金」を支給することが提案された。とくに子沢山の家族の経済的窮状克服が重

視されたのである。また、第６項の住宅扶助については、直接の扶助を行うのはゲマインデだけであることが強調された。

第７～９項では、嵩む費用を賄うための保険財政のありかたにかかわる多くの問題が論じられた。①不均衡を避けるために第１～３項の原則が強調された。②全体的なこと、ことに人口政策的な措置にかかる費用を見限ることはできない。③廃疾＝遺族保険に対するライヒの補助は制度拡充に際しても維持されねばならず、制度拡充までは負担増分のすべてをライヒが負わねばならない。④給付引き上げについては、給付能力が危険に曝されないかどうか、全規定を入念に点検しなければならない。⑤負債返済によって給付能力が限界ぎりぎりになっている現在、巨額の積み立ては期待できない。⑥資本充足を図るにも計算資料がない。疾病金庫が保険料を自ら決めていることを参考にして、保険所の資料を整理する共同の事務所を設置することを提案する。⑦現在は、経常支出を賄える水準に保険料を引き下げ、経済の復興とともに保証上乗せ分を増やして資本充足を図る。

デュットマンの報告は、給付に対する補助ないし割増が必要であるという状況認識を基礎に、その負担をライヒに求めた。また、廃疾＝遺族保険制度については、戦時公債の引き受けによって保険者が大きな負債を負っている現状を伝えるとともに、被保険者の範囲拡大、保険料率の見直し、職員保険の統合など、保険者の給付能力を確実にする制度改正を構想した。そこでは、人口政策的な視点から、とくに子沢山の家族の経済的な困窮を緩和するべく、児童年金支給や住宅建設の促進も含まれていた。

以上、1914、15年の記事や論説から18年のデュットマン報告まで、それぞれの時点において廃疾＝遺族保険制度とその問題がどのように捉えられているのか、を概観した。廃疾＝遺族保険制度がおかれた状況の理解もとりあげられた問題も様々であるが、1914、15年の記事や論説とデュットマン報告との間で論調が大きく異なっていることが目につく。この点に留意しながら、廃疾＝遺族保険制度の実績について分析することが以下の課題となる。

b　戦時期の廃疾＝遺族保険制度実績

廃疾＝遺族保険制度の構成　まず、廃疾＝遺族保険制度の大枠を確認しよう。廃疾＝遺族保険の保険者としては、邦ないし自治体連合ごとに31の保険所（邦保険所 Landesversicherungsanstalt と記述されることもある）が設置され、国公営経営については10の特別保険所が保険者となった。第40表によれば、保険者については、領土割譲などの戦後措置がとられる1918年まで、戦争期間中も同一であった。他方、被保険者数は13年の1630万人強から年々増加を続けて16年には1700万人を超えた。４％強の増加である。男女別では、男性被保険者数が13年の1130万人から17年の1200万人弱まで、女性被保険者数が500万人から530万人まで、いずれも４％強の増加を示した。戦争勃発後も被保険者数が男女でほぼ同一のテンポで増加を続けたことは、疾病保険や労災保険ではみられない廃疾＝遺族保険の特徴であった。軍務期間は保険料を支払うことなく保険料支払週として算定されるという規定は、1889年「廃疾＝老齢保険法」（第17条）から「ライヒ保険法」に引き継がれ、14年11月26日「労働者保険における軍務期間の算入について」(8)、および15年12月23日「廃疾＝遺族保険における軍務期間算入と期待権保持に関する布告」

第40表　第１次世界大戦期廃疾＝遺族保険の構成

（単位：千人）

年	保険者数		被保険者数		
	保険所	特別保険所	合計	男性	女性
1913	31	10	16,324	11,317	5,007
1914	31	10	16,552	11,475	5,077
1915	31	10	16,782	11,635	5,148
1916	31	10	17,016	11,797	5,219
1917	31	10	17,253	11,961	5,292
1918	30	9	17,048	11,819	5,229
1919	30	9	16,860	11,689	5,171

註：１）1918，1919年の保険所数はエルザス＝ロートリンゲン邦保険所とライヒ鉄道年金金庫の数字を含まない。
２）ポーゼンについては不明。被保険者数についても注記はない。

資料：*Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich*, 1915, S. 384; 1916, S. 86; 1917, S. 116; 1918, S. 90; 1919, S. 276; 1920, S. 216; 1921/22, S. 394

(17) によって拡充された。これらの規定によって、被保険者が軍務召集された場合にもその廃疾＝遺族保険を継続したことが、うえのような被保険者数の動向に与っていると考えられる。

年金給付　廃疾＝遺族保険の給付としては、廃疾年金、一時的な廃疾の場合の疾病年金、老齢年金、寡婦・寡夫年金と遺児年金といった年金が中心であり、それに加えて、寡婦扶助金と遺児支度金、治療があった（「ライヒ保険法」第４編「廃疾＝遺族保険」、第２部「保険の対象」、第1250条以下）。そのうちの年金と一時給付について大戦期の受給件数を示したのが第41表である。これによると、1913年に新たに年金の給付を受けたのは19万件であった。その後の新規受給件数をみると、14年には13年からの微増にとどまったが、15年には25万件に、16年には42万件近くにまで急増した。17、18年には37万件、32万件へと減少したけれども、それでも18年の新規受給件数は13年と比較すると、70％に近い増加であった。また、年々の合計受給件数は、13年には128万件から、その後は135万件（14年）、147万件（15年）、176万件（16年）、195万件（17年）と、年々増加を続けて18年には200万件を超えた。18年には13年よりも60％近く増加したことになる。これは、被保険者数の増加を大きく上回った。しかも、被保険者のうちには軍事召集によって保険料支払いを免れた者が相当数含まれていたから、受給件数の増加が保険者の負担増を招くと危惧されたのは根拠のないことではなかった。

この間に年金の内訳は大きく変化した。1913年には廃疾年金の比重が高く、その新規受給件数は13万件、合計受給件数は110万件であり、それらはそれぞれに年金受給件数全体の69％、86％を占めた。廃疾年金のその後の動きをみると、新規受給件数は14年の13万件から15年には10万件へと減少し、16年以降も10～11万件の間で小刻みに増減した。年金受給件数の合計は13年の110万件から14、15年には113万件、16年には114万件へと増加した後、17年には113万件へと減少した。そして、18年には新規受給件数11万件、合計受給件数では111万件であった。依然として他の年金よりも大きな値であったけれども、年金受給全体に占めるその割合はそれぞれ35％、55％にまで低下した。いずれも30ポイントを超える下落であった。

これに対して、疾病年金、老齢年金、遺児年金はいずれも、件数でも全体に占める割合でも大幅に増加した。それぞれについてみよう。

老齢年金受給件数は、13～15年には新規受給で１万件、合計受給でも約10万件であり、どちらも廃疾年金の受給件数よりも１桁小さい値であった。ところが16年には新規の老齢年金受給

第41表　第１次世界大戦期廃疾＝遺族保険の給付件数

（単位：千件）

年	年金件数合計		廃疾年金		疾病年金		老齢年金		寡婦・寡夫年金		遺児年金		一時給付		
	合計	新規	合計	新規	合計	新規	合計	新規	合計	新規	合計	新規	寡婦扶助金	遺児支度金	合計
1913	1,278	193	1,100	134	28	12	102	12	12	8	37	26	8	0	9
1914	1,346	194	1,129	131	29	12	98	11	22	10	68	30	10	1	11
1915	1,469	250	1,131	101	37	17	96	12	32	11	173	108	35	1	36
1916	1,764	415	1,137	108	111	83	190	97	44	13	280	113	37	2	39
1917	1,948	369	1,134	103	145	80	239	73	58	16	369	96	32	4	36
1918	2,021	315	1,111	109	132	58	258	43	72	17	445	96	30	5	35
1919	2,077	357	1,080	140	144	66	262	44	87	22	499	82	30	6	35

註：1）遺児年金件数は１家族当たり（Weisenstämme）を示す。１件当たりの遺児数は2.2～2.5人であった。*Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 36. Jg. Nr.3, 31. März 1920, S. 249. なお、本表の数字はこの資料に掲げられたそれと若干異なっている。

2）年金件数合計欄は寡婦疾病年金と追加年金 Zusatzrenten を含んだ数字である。

3）1918、19年の数字が領土変更を反映しているかどうかについて注記はない。

資料：*Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich*, 1915, S. 384; 1916, S. 86; 1917, S. 116; 1918, S. 90; 1920, S. 216; 1921/1922, S. 394.

件数が一挙に10万件近くにまで跳ね上がり、受給者件数合計も20万近くへと２倍に近い増加を示した。いうまでもなく、この増加には、1916年６月に公布された「廃疾保険における年金に関する法律」(23) が老齢年金の支給開始年齢を70歳から65歳に引き下げたことが大きく与っていた。17、18年には新規受給件数は７万件、４万件へと減少する一方、受給件数合計は24万件、26万件へと増加して、全体に占めるその割合はおよそ13％にまで上昇した。

疾病年金は、永続的な廃疾ではないが、26週間をとおして廃疾であったか、または疾病給付金の停止後廃疾である被保険者に対して、その後の廃疾期間について支給されるものであった（「ライヒ保険法」第1255条）。疾病年金の受給件数は1913、14年には新規で１万件強、合計で３万件弱であったが、15年からは増加し、ことに16、17年には新規受給件数が一挙に８万件を超えるまでに跳ね上がった。その後、18年には６万件弱にまで減少したけれども、13年と比較すると５倍に近い大きさであり、全体に占める割合も６％から18％にまで上昇した。また、13、14年には全体の２％を占めるにすぎなかった合計受給件数も、15年から増加しはじめ、16年には11万件、17年には15万件近くを記録した。翌18年には13万件に減少したけれども、年金全体の７％を占めるまでに上昇した。

遺児年金の受給件数も戦争期間中に目立って増加した。1913年には新規受給は３万件足らず、合計受給数でも４万件足らずであり、全体に占める割合はそれぞれ13％、３％であった。新規に比して合計が低位であるのは、この年金が「ライヒ保険法」によって新設されたことによると考えられる。ところが、遺児年金の新規受給件数は15年には11万件近くに急増し、16年にも僅かながらさらに増加した。17、18年にはやや減少したが、それでも10万件に近く、13年と比較すると３倍を超える大きさであった。合計受給件数も、14年の７万件から15年の17万件、16年の28万件、17年の37万件、そして18年には45万

件へと、年々10万件に近く増加を示し、13～18年の期間では実に10倍以上の大きさとなった。全体に占めるその割合も、新規受給は15年には43％に跳ね上がり、16、17年には27％、26％にまで低下したけれども、18年には30％を占めたし、合計受給件数は、15年には10％を超え、16、17年には約16％、19％、18年には22％にまで上昇した。戦死者数は14年の約14万人から15年には一挙に50万人近くまで急増し、16～18年にも毎年30万人以上を数えていたから、これが遺児年金受給件数の急増をもたらしたと考えられる。

寡婦・寡夫年金の新規受給件数は1913年には１万件に満たなかった。14、15年にはそれは１万件強であり、その後は18年の１万7000件まで増加をつづけた。けれども、全体に占める割合はこの時期をとおして３～５％にとどまった。合計受給件数は13年に１万件余りであり、それ以降は14年２万件、15年３万件、16年４万件、17年６万件、18年７万件と増加をつづけたけれども、年金受給数総計に占める割合は18年にも４％にも満たなかった。

このように、年金の各項目の動きをみて目につくのは、廃疾年金の比重低下と、疾病年金、老齢年金、遺児年金の上昇という対照性である。これはすでに当時から注目されていた。年々の「廃疾保険保険者の業務・財政報告」[187] には、「戦争の影響は、廃疾年金のさらなる減少と疾病年金の著しい増大、および遺児年金数の異常な増大に現れている」（1915年）、「戦争の影響はとくに、疾病年金の著しい増大と遺児年金数のさらなる増加に現れており、他方で老齢年金の異常な増大は年金支給開始年齢の65歳への引き下げにその理由がある」（16年）、「戦争の影響はとくに、疾病年金、遺児年金、寡婦扶助金がずっと高い値をとっていることに現れている」（17年）、「疾病年金、老齢年金、遺児年金の数は再び減少したが、それに対して廃疾年金、寡婦年金、寡婦疾病年金、遺児支度金の数は上昇した」（18年）、といった記述がみられるのである。

戦死者数の増加が遺児年金の受給を押し上げたこと、また、老齢年金の増加に1916年の法律による年金受給年齢の引き下げが関わっていることについてはとくに説明するまでもない。それに対して、廃疾年金の減少と疾病年金の増加についてはなお論じられるべきことがある。

『ドイツ疾病金庫新聞』はこの問題を取り上げたいくつかの記事を掲載した。

「1915年のライヒ保険」（16年５月１日）には、15年の新規年金認可について、以下のような記述がある。「戦争は、就業能力の66％以上を失い、廃疾年金に対する請求権を有する多数の戦傷者を生み出した。その戦争にも拘わらず、年金認可数はとくに1915年に大きく減少した。これは、「廃疾」概念についてますます高い要求がなされることによる。全く労働不能である場合にだけ廃疾と考えられることがますます多くなっている。戦傷者に年金を認めなければならない場合には、まず疾病年金が認められた。これは就業不能になった後の第27週から始まるから、保険者は半年間は年金支給を節約する。大きく増加したのは遺児年金認可数だけである。これは、戦争の犠牲となった死亡者が多いことによる。」

「1916年の労災・廃疾＝遺族保険」（17年５月

187）Nachweisung über die Geschäfts- und Rechnungsergebnisse der Träger der Invalidenversicherung für das Geschäftsjahre 1915, 1916, 1917, u. 1918, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts,* 33. Jg. Nr. 1, 15. Januar 1917, S. 153; 34. Jg. Nr. 1, 15. Januar 1918, S. 82; 35. Jg. Nr. 1, 15. Januar 1919, S. 82; 36. Jg. Nr. 1, 15. Januar 1920, S. 82.

21日）では、「前年に比して疾病年金と老齢年金は著しく増加した。即ち、前者は約６万6000、後者は約８万5000である。ここから、戦傷者には、ほとんどが廃疾年金ではなく専ら疾病年金だけが認められたことが明らかとなる。こうしたやり方で保険所は年金年額の半分を「節約」している」、と記された。

さらに、「ライヒ保険庁からみた労災・廃疾＝遺族保険」（1918年６月21日）は、17年の状況を、「廃疾＝遺族保険は戦争によって、給付の認可でみる限り大きく拡大した。それは保険所に一層の節約を促した。決定された年金数は1916年の41万4885から1917年には36万8763に減少した。……減少はあらゆる種類の年金に及んだ。……廃疾年金と老齢年金の停止決定は1916年の１万2029から1917年の２万9186へ、遺族年金のそれは256から512へと増加した」、と書いた[188]。

以上の記事が共通に示したのは、廃疾年金の減少と疾病年金の増加が、戦時期における受給者数の増大に対する制度運用上の対応（＝「節約」）によるものだったということである。同様の指摘は他でもみられる。1917年７月の『労働者援護』誌に掲載された「一時的な廃疾かそれとも永続的な廃疾化」[189]と題する記事は、右太腿切断という戦傷を負った左官職人に一時的な廃疾しか認められなかったことを報じて、その状況を次のように記述した。「邦保険所は当初は障害者を寛大に扱い、ほとんど例外なく無差別に廃疾年金を認めたけれども、一方では戦争の長期化による大きな財政負担によって、また他方では、あらゆる領域における医師の献身的な活動と戦時扶助が達成した、治療および負傷者の残された労働力利用上の成果によって、こうした寛大な扱いは突然なくなり、一時的な廃疾かそれとも永続的なそれかがあらゆる場合に綿密に調べられた。こうしたことから、多くの戦傷者はそれを誤りだと考え、上級保険庁の決定を求めるようになった」と。『月刊労働者＝職員保険』に掲載されたクレアイスの論文「戦時期の廃疾概念について」[190]も、この問題をとりあげた。彼によれば、認可年金件数の減少傾向は戦前からみられたけれども、戦時期における廃疾年金数の減少と疾病年金数の増加は「戦傷者にはほとんど（評価の低い）疾病年金だけが決定されてきた」ことを示している。疾病年金は就業不能の26週間が過ぎた後で初めて始まるから保険所は半年間の年金を節約できるし、また、疾病年金の停止はより容易であり、それが頻繁にみられる。クレアイスはさらに遡って、「廃疾」概念を実際に適用する場合の難しさをも指摘している。就業能力の⅓以下という「廃疾」（「ライヒ保険法」第1255条）をどのように測るのかは難しい、仮に基準として所得額が採用される場合、労働市場の状況、とくに戦時期における賃金の上昇が大きな意味をもつことになる。そして、「戦傷者の場合に、以前の個々の賃金から算定された所得の⅓を今日の労働市場におきかえることは法的には不適切であり実際には大いに苛酷である。このような実際は、少なくとも一部では廃疾年金受給者を相対的にみて大き

188）F. Kl., Die Reichsversicherung im Jahre 1915; Homo Hallensis, Die Unfall-, Invaliden-, und Hinterbliebenen-Versicherung im Jahr 1916; Die Unfall-, Invaliden-, und Hinterbliebenen-Versicherung vor dem Reichsversicherungsamt, in: *Deutsche Krankenkassen-Zeitung,* 16. Jg. Nr. 13, 1. Mai 1916, S. 73; 17. Jg. Nr. 15, 21. Mai 1917, S. 85-86; 18. Jg. Nr. 18, 21. Juni 1918, S. 103-104.

189）Vorübergehende oder dauernde Invalidität?, in: *Arbeiter-Versorgung,* 34. Jg. Heft 20, 11. Juli 1917, S. 469-470.

190）F. Kleeis, Zum Begriffe der Invalidität während der Kriegszeit, in: *Monatsschrift für Arbeiter- und Angestellten-Versicherung,* 6. Jg. Nr. 9, September 1918, Sp. 440-443.

第42表　廃疾＝遺族保険による被保険者の治療（「ライヒ保険法」第1269条）

（単位：人；千マルク；％）

年	患者数	うち、継続治療	治療費	補償額	保険者負担	保険者負担額		うち、		結核治癒率
						／保険料	／年金支給額	結核患者数	治療費	
1913	153,636	101,955	34,128	8,023	26,105	9.0	13.9	52,534	20,710	92
1914	139,098	87,472	30,273	7,800	22,473	8.4	11.3	47,116	18,573	90
1915	79,475	46,053	17,975	4,143	13,831	6.2	6.5	27,407	11,850	89
1916	95,760	50,858	20,846	4,588	16,258	7.3	6.4	28,571	12,783	87
1917	98,741	44,697	22,340	4,883	17,457	6.9	6.2	26,048	13,869	85
1918	114,207	49,480	28,812	6,778	22,034	8.4	6.0	27,473	17,118	85
1919	163,846	63,141	47,904	10,306	37,598	12.0	8.0	30,287	25,788	85

註：１）「補償額」は他の保険者やゲマインデなどによる補償額を示す。
２）「結核」の患者数と治療費は、肺・咽頭結核、骨・関節結核、狼そうの合計値。
３）「治癒」は「ライヒ保険法」第1255条により「廃疾」に該当しない状態を意味し、「結核治癒率」では、肺・咽頭結核の患者数に対する「治癒」の比率を示す。肺・咽頭結核は結核全体の大部分を占める。
４）1918年については、エルザス＝ロートリンゲンの保険所、ライヒ鉄道年金金庫は９月30日までの数字。19年についてはこれら２つの保険者の数字は含まない。ポーゼンの扱いは不明。

資料：*Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 31. Jg. Nr. 2, 15. Februar 1915, S. 262; 32. Jg. Nr. 2, 15. Februar 1916, S. 256; 33. Jg. Nr. 3, 31. März 1917, S. 308; 34. Jg. Nr. 3, 15. März 1918, S. 219-220; 35. Jg. Nr. 3, 15. März 1919, S. 206-207; 36. Jg. Nr. 3, 15. März 1920, S. 224; 37. Jg. Nr. 3, März 1921, S. 214.

く減少させている」と。

被保険者の廃疾予防医療　「ライヒ保険法」第４編「廃疾＝遺族保険」第２部「保険の対象」Ⅴ「治療法」は、被保険者の早期廃疾を防止すべく、そのための疾病治療を保険の対象として、以下のように規定した。「被保険者あるいは寡婦の疾病による廃疾を防ぐために、保険所は治療を行うことができる」（第1269条）、「保険所はとくに、罹病者を病院や回復期療養所に入れることができる」（第1270条）とし、また、罹病者が家計支持者であり、疾病金庫などに対する請求権を有さない場合には、その家族には「世帯給付金」を支払うことができる、とした（第1271条）。なお、この治療については、「保険所は、疾病金庫が行うであろうことをしなければならない。／罹病者が疾病金庫に対して疾病給付金に対する請求権を有していれば、疾病金庫は、保険所に補償しなければならない」（第1518条）、「保険所は、罹病者に対する扶助を、必要と考えられる範囲で罹病者が属した最後の疾病金庫に委ねることができる」（第1519条）、とも規定された。

これらの規定に則って保険者が行った医療を関する戦時期の動向を整理したのが第42表である。これによると、1913年には15万人を超える被保険者が治療を受けたが、そのうち５万人強は歯科治療などの短期的なものであり、継続的に治療を要する者は10万人強であった。費用総額は3410万マルク余りであった。このうち800万マルク強は疾病金庫や同業保険組合などから補償されたから、廃疾保険保険者による負担は約2610万マルクであり、これは保険料収入の９％、年金支払い額の14％に相当した。

患者数は、1914年には14万人弱へ、15年にはさらに８万人弱にまで減少し、16、17年には10万人弱にまで持ち直し、18年には11万人を超えたけれども、戦前水準を超えたのは戦争終了後の19年であった。そのうち、「継続治療」を要す

る患者数は14年の約９万人から15年には４万6000人へと半減し、16年には５万人超へとやや回復した後、17年には４万5000人を割り込み、18年にも５万人近くにとどまった。こうした動きのために、患者数全体に対するその割合は、13年の66％から18年には43％へと15ポイントの減少となった。

治療費の保険者負担分は、14年には2250万マルク、15年には1380万マルクへと減少した。それは16年から上昇に転じたけれども、17年には1750万マルク、18年には2200万マルクにとどまった。この動きを年金支給額のそれと対照すると、14年にはその11％であり、15年以降は７％を切った。また、保険料収入と対比すると、14年には８％、15年には６％へと減少し、16年には７％を超えたが、17年には再び減少し、18年には８％を超えるまでに回復した。

このように、廃疾予防の治療は戦争期間中に縮小した。1914年の縮小については、①軍事召集、②家族のそばにいたいという罹病者の思い、③医師や看護者の召集による施設の閉鎖、④国境近くにおける敵の占領、といった要因とならんで、「多くの被保険者は、時代の強烈な印象の下で自分たちの苦しみを忘れた、また、間もなく戦時産業が動きだし、労働市場が空白となったところが虚弱な労働力にも割りのいい雇用を提供した」ことがあげられた。その後についても、戦時経済の展開による労働力需要、被保険者の側における生活の必要による就業が治療数を減少させたことが記録されている[191]。

廃疾防止治療の縮小については、なお次のことも留意されねばならない。保険者は自ら医療施設を所有・運営した。その数は1913、14年時点で結核療養所約40（ベッド数5000）と、療養所や病院など同じく約40（ベッド数4000）にのぼり、そこでは13年には結核患者２万5000人余りと、その他の患者２万3000～３万4000人が治療を受けた[192]。ところが、戦争勃発後、そうした医療施設の一部が戦傷者のために用いられることとなった。14年には保険者の医療施設のうち、結核療養所ではベッドの半分が、他の療養所では¾以上が戦傷者のために利用された[193]。その数は年々変化したが、ピーク時の17年末の

191）Die Heilbehandlungsmaßnahmen der Träger der Invalidenversicherung［im Jahr 1914］, in: *Reichs-Arbeitsblatt,* 14. Jg. Nr. 4, 27. April 1916, S. 333-334. 1916年のヴェストファーレン保険所の報告では、「戦争期間中にあっても診療が緊急であることを保険所が繰り返し指摘したにもかかわらず、診療件数は平時の約⅔に減少した」ことが記録されており、その原因としては、①軍事召集、②有利な就業の可能性、③どうしても人手が必要であることがあげられた。Kriegsfürsorgemaßnahmen der Landesversicherungsanstalt Westfalen, in: *Reichs-Arbeitsblatt,* 16. Jg. Nr. 5, 24. Mai 1918, S. 381.

192）Geschäftsbericht des Reichsversicherungsamts für das Jahr 1914, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts,* 31. Jg. Nr. 2, 15. Februar 1915, S. 262. Die Heilbehandlung in der Invalidenversicherung［im Jahre 1913］; Die Heilbehandlungsmaßnahmen der Träger der Invalidenversicherung［im Jahre 1914］, in: *Reichs-Arbeitsblatt,* 12. Jg. Nr. 12, 22. Dezember 1914, S. 1005; 14. Jg. Nr. 4, 27. April 1916, S. 333. これらの文献であげられた数字が異なっているため、施設数と患者数についてやや曖昧な数字を示した。

なお、こうした医療施設の他に、保険所は、年金に代わる現物給付のために廃疾者養護所を有していた（「ライヒ保険法」第1277条）、その数は1913、14年には15（ベッド数542）。Die Invalidenhauspflege in der Invalidenversicherung im Jahr 1914; Die Invaliden- und Waisenhauspflege in der Invaliden- und Hinterbliebenenversicherung im Jahr 1915, in: *Reichs-Arbeitsblatt,* 13. Jg. Nr. 10, 27. Oktober 1915, S. 864-855; 14. Jg. Nr. 8, 22. August 1916, S. 659-661.

193）1914年８月３日に邦保険所と同業保険組合の理事宛てに出された同文通達では、「戦争準備を高めるために、被保険者の主な利害を損なわずに可能な限り、ライヒ保険庁監督下にある保険者にその病院、療養所、回復期患者療養所を戦傷者収容に提供することを切に勧める」、と記された。Runderlaß an die Vorstände der Landesversicherungsanstalten und Berufsgenossenschaften vom 3. August 1914, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts,* 30. Jg. Nr. 8, 21. August 1914, S. 614. 実際の利用状況については、Die Heilbehandlungsmaßnahmen der Träger der Invalidenversicherung［im Jahre 1914］によった。

時点では41の施設で合計5000を超えるベッド数が戦傷者に提供されていた[194]。かなりの規模だったというべきであろう。だが、それだけではなかった。

プロイセン陸軍医務部は1915年３月４日付で野戦病院やそこで働く医師宛てに、軍医が保険の代表者と連絡をとって廃疾者扶助の拡充を図るべきとし、加えて、①軍政部に提供されながらも利用されていない保険所の医療施設のベッドを一般市民の被保険者が利用できるように開放すること、②保険義務のある結核の軍関係者や戦傷者をできるだけ郷里の療養所に送ること、③結核あるいはその疑いのある兵士を適切な療養所に入れること、を指示した[195]。医療施設の戦傷者のための利用が被保険者の治療を縮小させているという指摘は、15営業年度の「保険所と特別保険所の業務・財務報告」[196]にもみられた。「治療（ライヒ保険法第1269条以下）は戦争によって著しく縮小された。それはとりわけ、ほとんどの保険所がその療養所を野戦病院のために提供していたからである」、と。これらをそのまま受けとめていいとすれば、医療施設の戦傷者のための利用が被保険者の治療を圧迫し、それも戦争期間中における廃疾予防治療の縮小の一因だったことになる。

廃疾＝遺族保険制度における廃疾を防止施策に関して、なお１つのことに触れておきたい。カウフマンの論説も述べ、また、うえのプロイセン陸軍医務部の指示も示したように、当時、結核対策が大きな意味をもっていた。1914年８月11日付けの「戦争中の結核対策についてライヒ保険庁管轄下の邦保険所理事会あて」という同文通達[197]は、保険所理事会に対してこれについての基準を示した。通達は、邦保険所の医療施設に戦傷者を収容する件に関して、赤十字戦時福祉本部に設置された結核対策委員会における討議（それにはベルリンとブランデンブルクの保険所理事長も出席した）の結果を踏まえて、①経済の後退、食料と、とくに住宅事情の悪化は結核とその蔓延に格好の土壌をつくりだすだけに、結核撲滅の戦いは戦争中、休止されてはならない、②開放性結核患者による感染を防ぐよう、そうした患者をできるだけ療養所に送ら

194）Übersicht über die Belegung von Heilstätten und Genesungsheimen der Landesversicherungsanstalten und Berufsgenossenschaften mit verwundeten oder kranken Kriegern nach dem Stande vom 31. Dezember 1917, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 34. Jg. Nr. 3, 15. März 1918, S. 262-263. この数字には、ゲルゼンキルヘン鉱夫組合病院をはじめとする８つの労災保険保険者の施設（ベッド数1200余り）が含まれている。なお、保険所の有する医療施設数と比較すると、労災保険保険者のそれは少なく、とくに事故の危険性の高い地域に限られていた。また、地区疾病金庫や疾病金庫連合の所有する施設数は1913年にベルリンなどの大都市を中心に32を数えた。Die Heilbehandlung in der Invalidenversicherung［im Jahre 1913］, in: *Reichs-Arbeitsblatt*, 12. Jg. Nr. 12, 22. Dezember 1914, S.1006.

195）Geschäftsbericht des Reichsversicherungsamts für das Jahr 1915, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 32. Jg. Nr. 2, 15. Februar 1916, S. 231-232. この指示は、1915年１月５日に行われたプロイセン陸軍省と保険所の代表者の協議に基づくものであり、その全文は、ヴュルテンベルクを除く保険所あての15年３月15日付け同文通達に添付された。*Amtliche Nachrichten des Reichaversicherungsamts*, 31. Jg. Nr. 4, 15. April 1915, S. 411-413.

196）Nachweisung über die Geschäfts- und Rechnungsergebnisse der auf Grund der Reichsversicherungsordnung bestehenden Versicherungsanstalten und Sonderanstalten für das Geschäftsjahr 1915, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 33. Jg. Nr. 1, 15. Januar 1917, S. 157.

197）Runderlaß an die Vorstände der dem Reichsversicherungsamt unterstellten Landesversicherungsanstalten über die Tuberkulosebekämpfung während des Krieges, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 30. Jg. Nr. 8, 21. August 1914, S. 616-617; Die Tuberkulosefürsorge der Landesversicherungsanstalten während des Krieges, in: *Reichs-Arbeitsblatt,* 13. Jg. Nr. 3, 22. März 1915, S. 236-238. ヴェストファーレンでは戦争期間中に新療養所が開設された。Kriegsfürsorgemaßnahmen der Landesversicherungsanstalt Westfalen, S. 381.

れねばならず、保険所自身の療養所が使えない場合には、私的な施設を利用しなければならない、③療養所が戦時医療目的で必要とされるために閉鎖性結核患者の療養所への移送ができない場合には、情報機関や扶助機関、森林保養所の活動を高めて調整を図らねばならない、とする３項目から成り立っていた。各地の保険者はそれぞれに結核対策に取り組んだ。新しい療養所が開設されるところもあった。戦争期間中の結核治療の実態をみると（第42表）、患者数は1913年の５万3000人から14年には４万7000人へ、15年には２万7000人へと急減し、16年には２万9000人へとやや増加したけれども、17、18年にも２万6000人、２万7000人にとどまった。結核治療費は13年に２万マルク、14年には１万9000マルク、15～17年には１万2000～１万400マルクと推移し、18年には１万7000マルクへとやや増大した。結核患者数は患者数全体の⅓から¼を、継続治療を受けた患者数の半分以上を、また、治療費では全体の60％以上を占めており、治療のなかで中核的な地位を占めていた。また、治療を受けた患者のうち85～90％は再び就業できるまでに回復した。けれども、食糧事情の悪化が結核の増加を招くことが懸念され、実際にも結核の増加についての指摘があることを考えると[198]、結核患者数の動向にも戦争が影を落としていたとみなければならない。

給付額とその構成　給付を金額面からみた第43表によれば、1913年に２億1830万マルクであった給付総額は、その後増え続けて18年には４億890万マルクとなり、５年間で1.9倍近く増大した。とくに17年から18年にかけては一挙に30％近くも増大しており、07～13年（1.3倍）と比較すると、戦争期間中に給付額の増大幅が戦前よりも大きかったことがわかる。戦争期間中の動きでは、受給件数の増大が被保険者数のそれを上回ったが、受給金額の増大はさらに受給件数のそれよりも大きく、１件当たりの受給額は上昇した。

給付項目別にみると、年金の合計額は1913年の１億8850万マルクから18年の３億6590万マルクまで増大を続け、治療費も同じ期間に2990万マルクから4300万マルクに増大した。前者は２倍近く、後者は1.4倍の増大であり、この違いから、給付総額に占める割合は年金では86％から89％へと増大したのに対して、治療費は逆に14％から11％へと減少した。

年金をさらに種類別にみると、廃疾年金額は1913年に１億6730万マルクであったが、それから徐々に増大して16年には１億8230万マルクとなり、17年からは減少に転じて、18年には１億7280万マルクであった。年給付総額に占める廃疾年金額の割合は、13年の89％から14、15年には88、84％へ、さらに16年には72％、17年には64％へと下落して、18年には47％で半分を割った。

疾病年金額は13年の350万マルクから14年には380万マルク、15年には520万マルクと上昇した後、16年には一挙に1620万マルクへと跳ね上がり、17年には2000万マルクを超え、18年にはやや減少したものの、それでも1930万マルクであった。その年金総額に占める割合は、13～15年には２％を占めるにすぎなかったが、16年には６％、17年には７％にまで上昇し、18年にはやや低下して５％となった。

198）例えば、メンヘングラートバッハについては、「全般的な食糧難によって結核は戦争中に頻発する病気であった」、とする指摘がある。K. Boland, M. Gladbach, Rheydt und der Erste Weltkrieg, in: K. Boland/H. Schürings (Hrsg.), *Der Erste Weltkrieg und Mönchengladbach*, Mönchengladbach 2014, S. 46.

第43表　第１次世界大戦期廃疾＝遺族保険の給付額

（単位：千マルク；マルク）

年	給付総額	年金小計	うち、					治療費	１人当たり平均年金額				
			廃疾年金	疾病年金	老齢年金	寡婦・寡夫年金	遺児年金		廃疾年金	疾病年金	老齢年金	寡婦・寡夫年金	遺児年金
1913	218,337	188,486	167,295	3,455	13,737	780	2,573	29,851	195.4	203.5	167.0	77.7	80.1
1914	234,005	200,364	176,437	3,818	13,335	1,484	4,459	33,643	200.8	207.5	168.0	78.9	78.1
1915	252,884	214,250	179,456	5,151	13,099	2,280	11,466	38,635	202.2	201.5	170.2	80.4	73.9
1916	293,944	254,717	182,282	16,167	26,860	3,253	23,041	39,228	198.8	200.2	178.7	81.3	83.6
1917	317,500	281,683	180,217	20,384	41,951	4,257	31,859	35,820	202.1	200.1	173.0	82.8	94.1
1918	408,874	365,923	172,753	19,298	39,671	5,303	36,941	42,950	207.2	198.7	175.1	83.9	92.4
1919	537,639	472,009	179,712	23,162	41,931	6,852	43,324	65,630	211.0	195.4	180.8	84.8	91.9

註：１）年金小計は、表示された５つの年金のほかに、寡婦疾病年金、追加年金、遺児支度金などを含む額である。
２）治療費は、狭義の治療費のほかに、「ライヒ保険法」第1400条による追加給付、廃疾者養護ホーム、遺児養護ホームの費用を含む。
３）1918、19年には年金割増 Rentenzulage が支給された。その額は、18年に8921万3000マルク、19年には１億7412万2000マルクであった。
４）1918年の数字はエルザス＝ロートリンゲン保険所とライヒ鉄道年金金庫を、19年の数字はそれに加えてポーゼンの保険所も含まない。

資料：*Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich*, 1917, S. 117-118; 1920, S. 217-218; 1921/22, S. 390, 395.

老齢年金は、1913年には1370万マルクで年金総額に占めるその割合は７％であった。14年から15年にかけては金額でも割合でも小さな変化がみられたにすぎなかったが、16年には、金額面では一挙に２倍を超える2690万マルクへと急増し、年金総額に占めるその割合も11％となった。これには、老齢年金受給開始年齢の引き下げが大きく作用した。その後、老齢年金額は17年には4200万マルクまで増大した後、18年には3970万マルクへと減少し、年金全体に占める割合は11％となった。

遺児年金給付額は、1913年の260万マルクから14年には450万マルクへ増大し、15年にはさらにその２倍を超える増大で1150万マルク、16年にも倍増して2300万マルクとなり、その後も、17年には3200万マルク、18年には3690万マルクへとうなぎ上りの増大を示した。年金給付総額に占めるその割合も、13年の１％から、15年には５％、16～18年には10％前後へと上昇した。これが戦争の影響による受給者数の増大に見合うものであることは明らかであろう。

寡婦・寡夫年金給付額は、1913年には80万マルクであり、14年には２倍近く増大して150万マルクとなり、その後も15年に230万マルク、16年に330万マルク、17年に430万マルク、18年に530万マルクへと、年々100万マルクの増大をつづけた。しかし、全体に占める割合はこの間、１％強にとどまった。

１人当たりの平均年金額は、廃疾年金と疾病年金では約200マルクでほぼ横ばいであったのに対して、老齢年金の平均額は167マルクから180マルク近くにまで、寡婦・寡夫年金のそれは78マルクから84マルクへ、遺児年金は80マルクから90マルクを超えるまでに増大した。しかし、戦争中には貨幣価値が大きく下落したから、もともと低位であった年金の価値は一層減少し、受給者にとってはその意味がますます小さくなったと考えられる。1918年１月の「廃疾保険

による廃疾、寡婦・寡夫年金受給者に対する割増認可に関する布告」(58) はそうした事態に対する対応であった。これによって、廃疾年金では月当たり８マルク、寡婦・寡夫年金については月当たり４マルクが割増された。割増額は、第43表で註記したように、18年には8921万3000マルクで、年金給付額の24％を占めた。この割増が目減りした年金を補うという意味でどれほどの意味をもったのかは定かではない一方、18年５月の邦保険所と特別保険所の総会におけるデュットマン報告が示唆したように、保険者にとっては大きな負担となったことは十分に推測可能である[199]。

廃疾＝遺族保険財政　大戦期の廃疾＝遺族保険財政を示す第44表によれば、経常支出総額は1913年には２億4300万マルクであったが、翌14年からは増大をつづけて、16年には３億マルクを超え、18年には４億5050万マルクであった。13年と比較すると、1.9倍の増大である。給付総額が同期間に1.9倍に近い増大を示したことはさきにみたとおりであり、支出総額の増大は給付額のそれに近似していた。他方、事務関係費は、13年の2460万マルク、14、15年には2340万マルク、2390万マルクへと減少したが、16年には2610万マルクで13年を上回り、17年には3060万マルク、18年には4160万マルクへと増大した。事務関係費の内訳では、事務費が13年の1560万マルクから年々増大して、18年には3210万マルクとなったのに対して、保険料徴収や年金決定にかかわる支出はほぼ横ばいであり、それによって事務関係支出の大幅な増大が抑制された。そして、支出総額に占めるその割合も10％から９％へとわずかに減少した。ライヒ保険庁は廃疾保険の保険者理事会宛ての同文通達[200]によって、種々の書類の作成停止や提出期限の延期などによる業務負担の軽減を呼びかけたから、その効果がここに示されているのかもしれない。

他方、経常収入総額は1913年には４億1930万マルクで同年の経常支出総額の1.7倍に相当した。経常収入総額は14、15年と減少した。15年の３億7880万マルクは13年に比して10％の減少であった。16年には、それは３億9390万マルクと増大に転じ、17年には４億3920万マルク、18年には４億5140万マルクへと増大した。とくに16年から17年にかけては10％をこえる伸びであった。けれども、さきにみたような、この間の経常支出額の増大によって、経常収入総額は18年には経常支出総額とほぼ拮抗した。

収入源別にみると、雇用主と被保険者がそれぞれに同額を支払う保険料は、13年には２億9000万マルクであったが、14年から16年まで減少した。16年の保険料収入２億2240万マルクは13年の77％に相当する額であった。被保険者数が増加し続けるなかでの保険料収入の減少は、軍務期間は保険料を支払うことなく保険料納入期間として算入されるという、これまでにもしばしば触れた「ライヒ保険法」第1393条の規定によるところが大きいと考えられる。保険料収

199）他方では、デュットマンが要求したようにこの割増をライヒが負担するのは、その財政状況からいって難しいということも指摘された。Dr. Aurin, Zulagen zur Renten aus der Arbeiterversicherung, in: *Monatsschrift für Arbeiter- und Angestelltenversicherung*, 6. Jg. Heft 2, Februar 1918, Sp. 75.

200）Runderlaß an die Vorstände der dem Reichsversicherungsamt unterstellten Träger der Invalidenversicherung über Verminderung der Geschäft. Vom 20. Dezember 1916 u. vom 15. November 1917, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts,* 32. Jg. Nr. 12, 23. Dezember 1916, S. 784-785; 33. Jg. Nr. 12, 18. Dezember 1917, S. 640. 業務の軽減・縮小には保険所職員の軍事召集が作用したことも考えられる。

第44表　第１次世界大戦期の廃疾＝遺族保険財政

（単位：千マルク）

年	収入総額	雇用主保険料	被保険者保険料	ライヒ補助	利子その他	支出総額	給付総額	事務費	うち、保険料徴収	うち、年金決定	うち、訴訟手続き	資産
1913	419,345	144,976	144,976	58,526	70,867	242,953	218,337	24,617	6,224	2,266	547	2,105,492
1914	405,407	133,604	133,604	62,016	76,182	258,426	234,005	24,422	5,739	2,023	449	2,252,472
1915	378,826	112,011	112,011	69,545	85,260	276,759	252,884	23,874	4,968	1,609	318	2,354,540
1916	393,850	111,215	111,215	84,408	87,012	320,048	293,944	26,104	4,877	2,082	361	2,428,342
1917	439,165	126,583	126,583	94,081	93,918	348,078	317,500	30,578	5,466	2,054	460	2,519,426
1918	451,355	130,591	130,591	92,819	97,353	450,463	408,874	41,589	6,827	2,190	428	2,450,776
1919	511,633	156,039	156,039	101,578	97,978	595,720	537,639	58,082	9,790	3,150	386	2,333,727

註：１）1918年の数字はエルザス＝ロートリンゲン保険所とライヒ鉄道年金金庫を、19年の数字はそれに加えてポーゼン保険所も含まない。

資料：*Statistische Jahrbuch für das Deutsche Reich*, 1916, S. 87-88; 1918, S. 91-92; 1920, S. 217-218; 1921/22, S. 394-395.

入は17年には２億5320万マルク、18年には２億6120万マルクへと増加した。16年から17年にかけての伸びが14％ととくに大きい。17、18営業年度の「廃疾保険保険者業務・財務報告」[201]は、賃金の上昇と16年６月12日「廃疾保険における年金に関する法律」(23) による保険料の引き上げが平均保険料の上昇をもたらしたと記している。

保険料収入のこうした動きに対して、ライヒ補助と利子収入は13年から18年までそれぞれに、5850万マルクから9410万マルクへ、7090万マルクから9390万マルクへと増大を続けた。前者の増大率は1.6倍であり、受給件数のそれとほぼ同じであるのは、廃疾、老齢年金の受給者に対して年あたり50マルクが支給されるというライヒ補助の規定（「ライヒ保険法」第1285条）によると考えられる。経常収入総額に占めるライヒ補助の割合は14％から21％へと上昇した。また、利子収入も、経常収入総額におけるその割合が20％を超えて、戦前にもましてその比重を高めた。

保険料収入の一部積立と利子収入を原資とする資産は、1913年には21億550万マルクであった。それは戦争期間中も17年の25億1940万マルクまで増大をつづけたが、18年には24億5080万マルクに減少した。年々の増大額は、13～14年には１億4700万マルクから、15～16年には7400万マルクまで落ち込み、16～17年には9000万マルクをこえるまでに持ち直したけれども、17年から18年にかけては7000万マルク近くの減少となった。その結果、経常支出額に対する資産額の比率は、13、14年には8.7倍であったが、17年には7.2倍、18年には5.4倍へと低下した。

戦争期間中における廃疾保険保険者財政の動きは以上のとおりである。収入額と支出額との差額が縮まり、資産額の支出額に対する比率も低下した。それについては、軍務期間が保険料に支払いなく保険料納入期間に算入されたこと、1918年には年金割増の負担を負ったことが大きな意味をもったと考えられる。前者については1916年２月の時点では、「改正（1915年12月23日の

201）Nachweisung über die Geschäfts- und Rechnungsergebnisse der Träger der Invalidenversicherung für das Geschäftsjahr 1917 und 1918, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts,* 35. Jg. Nr. 1, 15. Januar 1919, S. 84; 36. Jg. Nr. 1, 15. Januar 1920, S. 84. 1917年の保険料収入の増大が保険料の引き上げによることは、「1917年ライヒ保険庁業務報告」にも記されている。Geschäftsbericht des Reichsversicherungsamts für das Jahr 1917, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts,* 34. Jg. Nr. 3, 15. März 1918, S. 218.

布告（17）をさす―加来）は1914年８月１日から効力をもった。それによっては、保険所の大きな負担は予想されない」という見通しであった[202]。ところが18年２月にはデュットマンは次のように述べた。「ライヒ保険法において軍務期間による負担を保険所が負わされたことが、廃疾保険の給付能力をいかに大きく低下させたのか、まったく忘れさられたのであろうか。我々は今、保険加入後すぐに軍務に就いたために全く保険料を支払わなかったに等しい年金受給者のことを考えなければならない。当時は、過去の数字を示すことによって、問題となるのは僅かな負担であるとライヒ議会に知らされた。……今や、負担は当時の100倍を超えている。ライヒが現在、保険所にこの埋め合わせをできる状態にないとしても、ライヒの負担を軽減するために保険所にさらなる負担を課すことは避けるべきだったであろう。」[203]

それでも、保険者が戦争期間中も多額の資産を保有し、それが多様に運用されたことは、疾病保険、労災保険と比較すると、廃疾＝遺族保険の大きな特徴であった。以下ではその点についてみることとしよう。

資産の運用　廃疾＝遺族保険制度における保険者の資産運用の枠組みは、「ライヒ保険法」によって規定されていた。資産は、被後見人の金銭と同じく利子付きで投資されねばならないが（第26条）、上級行政官庁の承認を得てゲマインデやゲマインデ連合に貸し付けることができる（同、第27条）、というのが疾病保険、労災保険、廃疾＝遺族保険に共通した規定であった。そのうえで、廃疾＝遺族保険については、①少なくとも¼はライヒの邦の公債に投資しなければならないとされる一方、②ライヒ保険庁の承認を得れば、資産の½まではうえの第26、27条の規定以外に投資できる、また、③第26、27条の規以外の投資が資産の¼を超える場合には、ゲマインデ連合あるいは上級監督官庁の承認を得なければならず、④これらの投資（②と③）は、有価証券においてのみ、その他では、管理目的のために、資産の損失を防ぐために、または、保険義務者に益する事業にだけ認められる（同、第1356条）、とされた。

実際の運用状況は第45表に示されるとおりである。1913年には、資産総額は21億570万マルク、純資産額は21億550万マルクであり、その差額をなす債務は20万マルクにすぎなかった。資産のうち、7700万マルクがライヒ債、２億8600万マルクが邦債、３億8200万マルクがその他の有価証券、６億5100万マルクが対ゲマインデ貸し付け、５億6000万マルクが抵当証券、9700万マルクが土地保有であり、銀行預金を含む現金在高は3100万マルクにとどまった。

この構成は1914年以降大きく変化した。とくに目を惹くのは、債務が14年には一挙に１億4100万マルクへと急増し、15年にはさらにその２倍以上の３億5000万マルクへ、それ以降も、５億700万マルク（16年）、６億6400万マルク（17

202）Dr. Hoffmann, Der Einfluß des Krieges auf die Anwartschaft bei der Invaliden- und Hinterbliebenenversicherung, in: *Die Arbeiter-Versorgung,* 33. Jg. Heft 6, 21. Februar 1916, S. 124.

203）Düttmann, Die Zulagen zu den Renten der Invaliden- und Hinterbliebenenversicherung, in: *Die Arbeiter-Versorgung*, 35. Jg. Heft 5, 11. Februar 1918, S. 87. デュットマンのこの論説の主要テーマは、廃疾年金、寡婦・寡夫年金の割増を規定した1918年１月３日の連邦参議院布告（58）を批判的に考察することであった。なお、ヘニンクは、とくに1915年12月23日の布告（17）に注目して、「軍務にもとづく保険料支払のない期待権が保険義務の被保険者にも拡大された。これは、終戦後の年金保険の大きな負担を意味した」、と述べている。F-W. Henning, *Handbuch der Wirtschafts- und Sozialgeschichte Deutschland,* Bd. 3 Deutsche Wirtschafts- und Sozialgeschichte in der ersten Hälfte des 20. Jahrhunderts. Teil 1, Paderborn/München/Wien/Zürich 2003, S. 193-194

第45表　第１次世界大戦期廃疾＝遺族保険保険者の資産構成

（単位：百万マルク）

年	ライヒ債	邦　債	その他有価証券	市町村貸付	抵当権など	貯蓄金庫	土　地	動　産	現金在高	総　額	債　務	純資産
1913	76.6	285.6	381.9	650.8	560.0	15.8	96.7	7.6	30.7	2,105.7	0.2	2,105.5
1914	225.5	322.5	382.6	708.8	599.9	17.3	101.1	8.3	27.4	2,393.4	140.9	2,252.5
1915	478.0	322.4	374.8	754.1	615.2	18.1	105.7	8.6	27.3	2,704.2	350.0	2,354.6
1916	744.8	318.7	361.3	749.2	616.3	16.3	107.8	8.6	11.9	2,934.9	506.6	2,428.3
1917	1,009.2	310.1	351.1	735.6	617.4	15.9	108.5	8.8	26.3	3,182.9	663.5	2,519.4
1918	1,204.4	290.5	317.0	670.0	602.2	15.4	107.9	9.2	41.5	3,258.1	807.3	2,450.8
1919	1,203.0	289.0	297.0	623.2	565.4	14.7	107.9	11.5	18.3	3,130.0	796.3	2,333.7

註：１）1918年の数字はエルザス＝ロートリンゲン保険所とライヒ鉄道年金金庫を、1919年の数字はそれに加えてポーゼン保険所の数字を含まない。

資料：*Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich*, 1915, S. 380; 1916, S. 82; 1917, S. 112; 1918, S. 86; 1919, S. 272; 1920, S. 212; 1921/22, S. 390.

年）、８億700万マルク（18年）と増大の一途をたどったことである。1914年営業年度の「保険所・特別保険所営業・財務報告」では、「負債の著しい増大は、戦時公債取得と困窮しているゲマインデに対する貸し付けのために大部分の保険者が――大抵は有価証券を担保として――借り入れを行ったことによる」、と記述された。その後の年々の「営業・財務報告」も、戦時公債を引き受けるために保険者が借り入れを行ったことを記した[204]。とすれば、他方で戦時公債を含むライヒ債が増加するのは当然である。ライヒ債は、14年には２億2600万マルクへと急増した後も、15年には４億7800万マルクへとさらに増え、その後も、16年に７億マルク、17年に10億マルク、18年には12億を超えた。資産総額に占めるその割合も、13年には４％足らずであったが、14年からは９％、18％（15年）、25％（16年）、32％（17年）、とうなぎ上りに上昇し、18年には37％を占めるにいたった。

それと比較すると、他の項目では増減の変化の幅が小さく、資産総額に占める割合は、ライヒ債増のしわ寄せを受けて、おしなべて低下した。邦債は、14～16年には３億2000万マルク前後で推移し、17、18年にはやや減少して、資産総額に占めるその割合も、13、14年の14％弱から徐々に低下して、17年からは10％を切った。ゲマインデに対する貸し付けは、13年には６億5000マルク超で全体の31％を占めたが、14年には７億900万マルク、15年には７億5000万マルク近くにまで増大した後、16年以降は減少をたどり、18年には７億マルクを切って、その割合も21％にまで低下した。14年から17年にかけての増大と18年の減少、その相対的な割合の低下は抵当証券と土地についてもみられ、その他有価証券では絶対額もやや減少した。また、現金在高も16年の1200万マルクまで減少し、その後、17年には2600万マルク、18年には4200万マルクへと増加したけれども、資産全体に占める割合は一貫して低く、18年にも１％強にとどまった。

204）Nachweisung über die Geschäfts- und Rechnungsergebnisse der auf Grund der Reichsversicherungsordnung bestehenden Versicherungsanstalten und Sonderanstalten für das Geschäftsjahr 1914, 1915, 1916, 1917 u. 1918, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 32. Jg. Nr. 1, 15. Januar 1916, S. 159; 33. Jg. Nr. 1, 15. Januar 1917, S. 159, 34. Jg. Nr. 1, 15. Januar 1918, S. 86; 35. Jg. Nr. 1, 15. Januar 1919, S. 8636. Jg. Nr. 1, 15. Januar 1920, S. 86.

第46表　第１次世界大戦期廃疾＝遺族保険保険者資産の公益的投資（「ライヒ保険法」第1356条以下）

（単位：千マルク；%）

年	投資総額	うち、住宅建設	対農業信用	福祉事業	保険者施設	純資産総額	投資額/純資産
1913	1,243,971	482,638	119,676	561,856	79,802	2,105,492	59
1914	1,351,406	532,416	128,909	605,373	84,564	2,252,472	60
1915	1,412,068	558,928	134,040	630,546	88,554	2,354,540	60
1916	1,434,853	566,615	134,650	641,613	91,875	2,428,342	59
1917	1,492,162	571,909	134,950	691,624	93,679	2,519,426	59
1918	1,511,600	578,420	135,373	700,529	97,277	2,450,776	62
1919	1,489,967	575,600	134,535	682,933	96,899	2,333,727	64

註：１）1918年10月以降はエルザス＝ロートリンゲン保険所とライヒ鉄道年金金庫、19年についてはそれに加えてポーゼン保険所の数字を含まない。

資料：*Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 30. Jg. Nr. 2, Februar 1914, S. 276-277; 31. Jg. Nr. 2, 15. Februar 1915, S. 266-257; 32. Jg. Nr. 2, Februar 1916, S. 259-260; 33. Jg. Nr. 3, 31. März 1917, S. 316-317; 34. Jg. Nr. 3, 15. März 1918, S.223-225, 35. Jg. Nr. 3, 15. März 1919, S. 205, 211-212; 36. Jg. Nr. 3, 31. März 1920, S. 228-229.

公益的投資　戦時期における廃疾＝遺族保険保険者の資産運用状況を形態別にみると以上のとおりであるが、内容的には、「公益的投資」Gemeinnützige Vermögensanlagen が重要な意味をもった[205]。これは、「ライヒ保険法」第1356条第２～４項に基づいて、「被後見人にとっての安全性」の限度（第26、27条）を超えてなされる投資であり、戦時期におけるその動向は第46表で示される。1913年には廃疾保険保険者（保険所と特別保険所）の純資産額21億マルクのうち、59%に当たる12億4400万マルクがこの目的のために投資された。この年の給付総額は２億マルク強であったから、投資額はその６倍近くだったことになる。投資の内訳を大別してみると、最大の割合を占めたのは「福祉事業の促進」Förderung der allgemeinen Wohlfahrtspflege であり（５億6200万マルク、45%）、それに、「住宅建設への貸し付け」Wohnungsbaudarlehen（４億8300万マルク、39%）、「農業関係の信用供与」Darlehen zur Befriedigung des landwirtschaftlichen Kreditbedürnisses（１億1200万マルク、10%）、「保険者自身が所有・運営する施設のための投資」（8000万マルク、６%）がつづいた。

公益的投資総額は14年以降も増大を続け、18年には15億1200万マルクであった。18年の総額は13年のそれよりもほぼ20%増えたことになる。公益的投資額総額は戦争期間をとおして純資産額の59～62%を占めつづけ、その内訳とその構成も戦争期間中にほとんど変わることがなかった。1915、16年についてはそれぞれの細目をみておこう[206]。

「福祉事業の促進」の内訳は、①病院や療養所などの建設（1913年に１億3300万マルク、15年に１億4900万マルク、16年に１億5200万マルク、以下では金額だけを示す）、②公衆浴場・屠殺場・水道・下水などの公衆衛生（１億8100万マ

205）本稿、(2)、九州大学『経済学研究』第79巻第４号、2012年、21－22ページ。なお、そこでは「公共目的」という訳語を用いたが、ここでは「公益（的）目的」とした。H.-G. Reuter, Verteilungs- und Umverteilungseffekte der Sozialversicherungsgesetzgebung im Kaiserreich, S. 138-140, 162; 鈴木純義『ドイツ帝国主義財政史論』、232-240ページをも参照。

ルク、１億9800万マルク、２億100万マルク）、③教育（9400万マルク、9900万マルク、１億マルク）、④その他（１億5400万マルク、１億8500万マルク、１億900万マルク）であった。この期間には公衆衛生と教育がそれぞれ１ポイント減少し、その他が２ポイント上昇するという僅かな変化がみられたにすぎない。④のその他は、ガス工場や発電所、道路・港湾・橋梁など、教会などのキリスト教関係施設、福祉事業従事者や教師、労働者、船員の寮、青少年ホーム、盲唖学校、遺児院、貧民院を建設するための貸し付け、であったが、これらの他に、戦時福祉事業、とくに失業者や従軍者家族の支援、健康の向上、疾病金庫の支出の補填のために4600万マルク、490万マルクが貸し付けられた。

「住宅建設への貸し付け」における主な借り手は、①協同組合などの公益的団体（1913年に２億9100万マルク、15年に３億1600万マルク、16年に３億2200万マルク、以下では金額だけを示す）、②州や郡などのゲマインデ連合、ゲマインデ、貯蓄金庫など（6400万マルク、7100万マルク、7300万マルク）、③被用者（9000万マルク、１億マルク100万マルク、１億100万マルク）、④雇用主（3700万マルク、4300万マルク、4300万マルク）の４つであり、公益的団体の占める割合が大きかった。

1916年11月６日に出された「住宅扶助についてライヒ保険庁の管轄下にある邦保険所宛て同文通達」[207]は、戦時期における住宅建設への貸し付けの状況を記している。そこでは、①戦争による多くの人命が喪われ、戦争の長期化によって国民の健康が悪化するなかで、資産のない子沢山の家族に対する住宅扶助はとくに緊急である、②保険所はこれまで住宅扶助のための資金をライヒ保険法第1356条に基づいて準備してきたが、第1274条の枠内で支出することも排除されない、③戦争とその結果によって保険所の将来の資産状況が今後の動向が不透明な状況のなかで、資金的に余裕のない保険所は危険を冒さず切り詰めた範囲でのみ課題を果たすことができる、④戦争が多くの被保険者の健康を損ない、それによって、廃疾＝遺族保険の保険者にとって年金と治療費による負担が長年にわたってかなり多くなるであろうことは疑いない。⑤この領域ではライヒ、邦、州、ゲマインデも国民健康の維持・強化に取り組んでおり、保険所はそれらに先を譲ることができる、ことが伝えられた。戦時期には住宅扶助の緊急性が高まり、廃疾＝遺族保険保険者の扶助が一層必要とされながら、他方では、それを保険者の資産状況を悪化させないように意を用いるべきであることが指摘されているのである。

「農業関係の信用供与」は、担保証券、地代証券、地方債などの買い入れという形態をとり、土地改良、干拓、灌漑、植林、道路建設、軽便鉄道、畜産の促進、飼料不足の緩和に用立てられた。その額は1913年の１億1200万マルクから

206）Gemeinnützige Vermögensanlagen der Träger der Invalidenversicherung［im Jahre 1913］; Die Heilbehandlung in der Invalidenversicherung［im Jahre 1913］; Die gemeinnützigen Vermögensanlagen der Träger der Invaliden- und Hinterbliebenenversicherung［im Jahre 1915］; Die gemeinnützigen Vermögensanlagen der Träger der Invalidenversicherung［im Jahre 1916］, in: *Reichs-Arbeitsblatt*, 12. Jg. Nr. 5, 22. Mai 1914, S. 420; 12. Jg. Nr. 12, 22. Dezember 1914, S. 1001; 14. Jg. Nr. 9, 21. September 1916, S. 744-745; 15. Jg. Nr. 7, 27. Juli 1917, S. 578.

207）Runderlaß an die dem Reichsversicherungsamt unterstellten Landesversicherungsanstalten über Wohnungsfürsorge. Vom 6. November 1916, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts,* 32. Jg. Nr. 11, 22. November 1916, S. 734-735. ここでは、1916年１月の論説のなかでカウフマンが、戦時期における社会衛生上のすぐれた業績の事例として住宅建設投資をあげたことも想起しておきたい。

18年の１億3500万マルクまで年々増加したが、公益的投資全体に占める割合は９～10％にとどまった。

保険者は、種々の医療施設、児童保養所、職員住宅、事務所などを建設・取得し、さらに、これらの施設建設のために土地を取得した。このうち、医療施設としては、1913年末の時点で40の結核療養所、34の回復期療養所、３の病院、２つのツベルクリン施設、各１つのリウマチ治療所、歯科診療所、森林保養所、温泉施設などの他に15の廃疾者養護所があり、結核療養所のベッド数は5075、その他の医療施設のベッド数は4088であった。16年末の時点では43の結核療養所、37の回復期療養所、５の病院、16の廃疾者養護所にまで、その数を増やしていた。これらの施設の一部が戦傷者のために用いられたことは、すでにみたとおりである。

c　戦時体制への協力―戦時福祉事業と戦時公債引き受け

戦時福祉事業　これまでみてきたように、廃疾＝遺族保険の保険者には施設や資金の面で戦時体制への協力が要請された。その場合に法的な根拠として重要な意味をもったのが「ライヒ保険法」第1274条であった。これは、「保険所は、被保険者の早期の廃疾を防ぎ、あるいは、保険義務者の健康状態を向上させるべく、全般的な措置を促進ないし実施するために、監督官庁の承認を得て資金を使うことができる。承認は概算でも可能である」として、早期の廃疾を防止する措置を講じるための規定であった。ところが、1914年８月３日には、「ライヒ保険庁の管轄下にある邦保険所理事会宛ての同文通達」[208]が、この条項に基づいて、疾病扶助、疫病防止のためにドイツ赤十字中央委員会に保険所の資金からまず１万マルクまでを用立てることを認めた。その後も、この条項に基づいて戦時福祉事業が要請され、そして、展開された。その状況を「ライヒ保険庁業務報告」によって大づかみにみよう。

1914年報告[209]には以下のような記述がある。赤十字中央委員会に設置された戦時福祉事業本部 die Zentralstelle für Kriegswohlfahrtspflege にライヒ保険庁長官が入ったことから、労働者保険諸機関と戦時福祉事業関連部署との結びつきが生まれ、結核対策、アルコール中毒対策が取り組まれるようになった。また、14年８月31日には、保険所の資金を戦時福祉事業の様々な目的のためにどこまで使うことができるのかについて保険所の理事が協議した結果、戦争による経済・健康上の被害に対応するべく次の５つの原則が合意・確認された。①資産に対して支出が適切な関係を保つよう配慮する。②「ライヒ保険法」第1274条による支出の上限を1913年末の総資産帳簿額の５％とする。③扶助としては、郡、ゲマインデなどに対する貸し付けが望ましい。④手持ちの資金で支出（第２、３項）を支弁できない場合、有価証券担保信用、抵当の現金化などで資金を調達することができる。⑤保険所による戦債の引き受けについての緩和措置はライヒ保険庁に委ねられる。この確認事項をふまえて、①保険所はドイツ赤十字中央委員会、

208）Runderlaß an die Vorstände der dem Reichsversicherungsamt unterstellten Landesversicherungsanstalten vom 3. August 1914, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts,* 30. Jg. Nr. 8, 21. August 1914, S. 614. 既にみたように、保険者のもつ医療施設を戦傷者のために利用することも、同日の同文通達で要請された。

209）Geschäftsbericht des Reichsversicherungsamts für das Jahr 1914, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 31. Jg. Nr. 2, 15. Februar 1915, S.232-235; Krieg und Sozialversicherung, in: *Geschäftsbericht des Hauptverbandes 1914* (*Jahrbuch der Krankenversicherung*), S.17-19. なお、ここであげられた数字と翌年に整理・公表された数字との間にはかなりの違いがみられる。

第47表 「ライヒ保険法」第1274条による廃疾＝遺族保険保険者の支出

（単位：千マルク）

年	廃疾防止措置					戦時福祉事業						総計
	小計	ゲマインデ	結核対策	アルコール中毒・性病	その他	小計	赤十字	ゲマインデ	福利団体	戦争遺族	戦傷兵士治療	
1913	1,360	482	686	84	108	−						1,360
1914	1,504	503	742	122	138	7,848	1,328	1,828	686	146	1,309	9,352
1915	1,423	459	735	89	140	20,221	1,125	2,931	1,887	4,143	4,579	21,644
1916	1,565	448	813	128	176	18,687	680	4,686	1,515	4,435	4,288	20,252
1917	2,609					12,603	300	1,883	922	3,813	3,095	15,211
1918	3,262					12,164	390	964	608	3,349	4,468	15,426
1919	5,171					6,219	32	334	361	2,197	1,548	11,390

註：１）1918年10月以降についてはエルザス＝ロートリンゲン保険所とライヒ鉄道年金金庫、1919年については加えてポーゼン保険所の数字を含まない。

資料：*Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 31. Jg. Nr. 2, 15. Februar 1915, S. 262; 32. Jg. Nr. 2. 15. Februar 1916, S. 256; 33. Jg. Nr. 3, 31. März 1917, S. 308-309; 34. Jg. Nr. 3, März 1918, S. 220; 35. Jg. Nr. 3, 15. März 1919, S. 207, 242-243; 36. Jg. Nr. 3, 31. März 1920, S. 224; 37. Jg. Nr. 3, 31. März 1921, S. 214, 248-249, Reichs-Arbeitsblatt, 12. Jg. Nr. 12, Dezember 1914, S. 1005.

地域団体などを支援し（14年末までにそれぞれ28万マルク、96万マルク）、②軍隊に冬物下着を贈り（65万マルク）、③敵国との国境地帯にある東プロイセンとエルザス＝ロートリゲン保険所の地域に対して他地域の保険所は10～12月に12万マルクを補助し（東プロイセンの州と保険所に対しては29万マルク）、④失業による健康状態悪化に対する対応策として、ベルリン、ブランデンブルク、シュレージエン、ザクセン＝アンハルトの保険者はゲマインデや団体（177万マルク）、あるいは個人宛（73万マルク）を支援したほか、戦時福祉事業団体に70万マルクが支援され、野戦病院の装備充実も図られた（28万マルク）。

1915年報告[210]は、戦争勃発時に軍隊に提供された同業保険組合と保険所の医療施設が15年にも負傷あるいは疾病の従軍者のために役立ち、戦時福祉事業が進展したことを記した。最初に取り上げられたのは戦傷者の治療であるが、これについては、被保険者の治療とのかかわりですでに言及した。それとならんで、以下のことが報告された。①保険所は４月９日と６月15日の集会で戦傷者の社会復帰に関する協議を行い、戦争目的の支出は総計で1913年末の各保険所の総資産の簿価の５％とすること、戦争による遺児に対する一層の扶助が必要であることを採択した。②冬物下着戦時委員会 der Kriegsausschuß für warme Unterkleidung in Berlin の要請によって多くの保険者が45万8000マルクを用立てた。③女性の雇用機会を創出し、それによって売春を防ぐべく20万マルクがベルギー総督に送られた。これは性病対策である。④６月５日にはドイツ邦保険所常設委員会 der Ständige Ausschuß der deutschen Landesversicherungsanstalten は、ライヒ保険庁および関係扶助組織の代表者と協議して、軍隊の保健衛生向上のために125万マルクを用立てることとした。⑤東プロイセンとエルザス＝ロートリンゲンの保険所の資産状況は15年中に好転したので、他の保険所のさらなる措置は見合わせることができた。ただし、東プ

210）Geschäftsbericht des Reichsversicherungsamts für das Jahr 1915, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 32. Jg. Nr. 2, 15. Februar 1916, S. 231-235.

ロイセンの保険所は保険料収入減少のために労働者住宅や病院の建設のための貸し付けを行うことができない。⑥戦争による困窮軽減のために15年に4606万6737マルクが貸し付けられた。⑦12月14日には保険所と特別保険所の集会において、性病増加の危険を小さくするべく、性病の従軍者を除隊後も監視するために特別の相談所を設置し、その費用を保険所が負担することが合意された。

1916年報告[211]では、結核とならんで、性病対策についてとくに詳細な記述がある。特別相談所の数は、16年末の52から17年末には96、18年末には113へ、その利用者数は17年の4839人から18年には１万9140人へと増加した。18年には、そのうちの6953人が治療を受けた。これらの特別相談所はまた、ドイツ性病撲滅協会 die Deutsche Gesellschaft zur Bekämpfung der Geschlechtskrankheiten や疾病金庫、医師、女性団体やカトリック、プロテスタントの団体とも連携をとって活動した[212]。

以上のように、「ライヒ保険法」第1274条に基づく事業は、開戦とともに早期廃疾防止の措置から戦時福祉事業へ拡大された。その全容を第47表によってみれば、1913年にはこの事業の保険者支出総額は140万マルクであった。そのうち、50万マルクがゲマインデなどによる疾病扶助を支援するために、また、全体の約半分を占める70万マルク弱が結核対策（団体などによる療養所の建設支援に３万マルク、森林保養所の建設と運営に９万マルク、結核患者の案内・看護施設の建設と運営に50万マルク、その他、住宅の消毒など）のために用いられた。ここにも、結核対策が大きな課題となっていたことが示されている。さらに、アルコール中毒、性病、狼瘡の対策に約７万マルクが支出された。その後、廃疾防止のための支出額は、14年に150万マルクに増大した後、15年にはやや減少したけれども、16年には160万マルク近く、17年には260万マルク、18年には330万マルクへと急増した。

こうした廃疾防止支出の他に、1914年には780万マルクをこえる額が戦時福祉事業に支出された。これは、一般の廃疾防止支出の５倍を超える大きさであった[213]。戦時福祉事業額は15年には2020万マルクに急増した後、16年からは1870万マルク、1260万マルク（17年）、1220万マルク（18年）へと減少の一途を辿った。それでも、それは一般の廃疾防止支出をはるかに上回っていた。戦時福祉事業額の廃疾防止額に対する比率をみると、15、16年には10倍を超え、17年には５倍弱、18年にも４倍弱だったのである。この間に戦時福祉事業の内訳も大きく変化した。赤十字に対する寄付は15年の110万マルクから16年の68万マルク、17、18年には40万マルク弱にまで急減する一方、ゲマインデと郡に対する支援は15年の290万マルクから、16年には470万マルクへと一挙に1.6倍に増加した後、17年には190万マルク、18年には100万マルク足らずへと急減

211）Geschäftsbericht des Reichsversicherungsamts für das Jahr 1916, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 33. Jg. Nr. 3, 31. März 1917, S. 309-314.

212）Geschäftsbericht des Reichsversicherungsamts für das Jahr 1917, u. 1918, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 34. Jg. Nr. 3, 15. März 1918, S. 220; 35. Jg. Nr. 3, 15. März 1919, S. 2207-208.

213）もっとも、一般的な廃疾防止と戦時福祉事業との区別はそれほど厳密ではなかったようである。例えば性病対策費についてみると、1916年には一般の廃疾防止として５万3081マルク、戦時福祉事業のそれとして２万4893マルクがあげられた。しかし、前者のうちには、ライン州とハンザ都市の保険所による性病に関する相談所の設置・運営費４万0384マルクが含まれていた。Heilbehandlungsmaßnahmen der Träger der Invalidenversicherung, in: *Reichs-Arbeitsblatt*, 16. Jg. Nr. 2, 23. Februar 1918, S. 145-149.

した。戦時福祉事業団体に対する支援も同様の動きを示し、15年には190万マルクと、前年の２倍以上に急増した後、16年以降は90万マルク、60万マルクへと急落した。これに対して、戦争遺族に対する弔慰金と戦傷者の治療に対する支援とは15、16年にそれぞれ400万マルクを超え、17、18年にも310～450万マルクであり、この両年にはこれらの２つで戦時福祉事業額の半分以上を占めた。戦争の長期化にともなう戦死者や戦傷者の増加に対する直接的な対応が要請とされたものと考えられる。

戦時公債の引き受け　ドイツの戦費調達が戦時公債に大きく依存していたことはよく知られている[214]。その引き受けについては様々な奨励策がとられ[215]、社会保険の保険者も積極的に戦時公債を引き受けることが要請された[216]。『月刊労働者＝職員保険』誌が行ったアンケート結果に基づいて保険者の戦時公債引受額を示すと第48表のとおりである[217]。これによると、鉱工商業保険組合、邦保険所、職員保険所のいずれも第１回から第９回まで戦時公債を引き受けたことが分かる。引き受け額は鉱工商業保険組合では４億3700万マルク、邦保険所では13億4300万マルク、職員保険所では６億マルクであり、これらを合計すると発行総額の2.4％となる。他方で、邦保険所の戦時公債引受額はその資産総額の約10％を占めた。この資金がどのように調達され、それが保険所の財政にどのような意味をもったのかについて、みておこう。

戦時公債の保険者による引き受けのアンケートを扱った『月刊労働者＝職員保険』誌の記事[218]は、保険者による第１、２回の戦時公債引き受けを「これらの組織の強力な給付能力と献

214）ドイツの戦時財政については、加藤榮一『ワイマル体制の経済構造』、東京大学出版会、1973年、99-104ページ；戸原四郎『ドイツ資本主義』、31-35ページなどを参照。

215）例えばキールでは、1914年９月に第１回の戦時公債が５％利子つき10年満期で発行されたとき、学校では家族や隣人にその宣伝をするように生徒に圧力がかけられた。宣伝のために上級生については休校とされることがあり、また、個々の学級の結果は校長によって読み上げられた。1916年９月には、戦時公債の引き受けを高めるために教師の出来高給が認められた。M. Rackwitz, *Kriegszeiten in Kiel. Alltag und Politik an der Heimatfront 1914/1918*（= Sonderveröffentlichungen der Gesellschaft für Kieler Geschichte, hrsg. v. J. Jensen, Bd. 72）, Kiel 2013, S. 128-130. また、メンヘングラートバッハにおける戦時公債引き受けの動向については、K. Boland/H. Schürings（Hrsg.）, *Der Erste Weltkrieg und Mönchengladbach. Kriegserfahrung und Alltagsbewältigung*, Mönchengladbach 2014, S. 51-53.

216）ライヒ保険庁は、1914年９月13日付けの保険所宛て同文通達において、14年８月31日に合意・確認された原則を遂行するために、戦時公債引受のために有価証券抵当借入や抵当権の現金化によって資金が調達されることに対して異議をはさまない旨を伝えた。Runderlaß an die Vorstände der dem Reichsversicherungsamt unterstellten Landesversicherungsanstalten wegen Zeichnung von Kriegsanleihen. Vom 13. September 1914, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts*, 30. Jg. Nr. 9, 15. September 1914, S. 665.

217）このアンケートは鉱工商業保険組合、保険所、ライヒ職員保険所を対象とした。疾病金庫については金庫数が多すぎるために技術的に不可能であること、また、鉱夫組合や鉄道経営金庫といった廃疾保険の特別保険所と職員保険の代替金庫については、保険者の機能は部分的にすぎないという理由から、アンケートから外された。Die Beteiligung der Träger der reichsgesetzlichen Sozialversicherung an den deutschen Kriegsanleihen, in: *Monatsschrift für Arbeiter- und Angestellten-Versicherung,* 3. Jg. Heft 4, April 1915, S. 218. なお、『中央連合業務報告（疾病保険年報）』の記述によれば、第１、２回の戦時公債応募額は、309の疾病金庫（加入者数250万人）をあわせて1056万3100マルク、ベルリン一般地区疾病金庫（加入者数40万人）で100万マルクであり、疾病保険の保険者全体の応募額はおよそ6000万マルクであった。また、疾病金庫は社会保険の他部門の保険者ほど投資目的に巨額の資本を使うことができないとして、次のような数字もあげられている。鉱工商業保険組合は約8000万マルク、農業保険組合950万マルク、邦保険所は２億6300万マルク、ライヒ職員保険所は１億1000万マルク。資産に対する戦時公債引き受けの割合は、保険所では10％、疾病保険の保険者では30％とされている。Krieg und Sozialversicherung, in: *Geschäftsbericht des Hauptverbandes 1914*（*Jahrbuch der Krankenversicherung*）, S.30.

第48表　労災・廃疾＝遺族・職員保険保険者の戦時公債引受

（単位：百万マルク；％）

発行回数	発行時期	鉱工商業保険組合	邦保険所	職員保険保険所	戦時公債発行総額	保険者引受額／総額
第１回	1914年９月	32.1	137.6	40.0	4,460.7	4.7
第２回	1915年２月	47.6	126.2	60.0	9,060.0	2.6
第３回	1915年９月	46.3	140.4	40.0	12,101.0	1.9
第４回	1916年３月	47.8	146.7	60.0	10,712.6	2.4
第５回	1916年９月	45.3	153.8	60.0	10,651.7	2.4
第６回	1917年３月	50.9	176.1	75.0	13,122.1	2.3
第７回	1917年９月	53.8	149.8	65.0	12,625.7	2.1
第８回	1918年３月	56.7	163.5	100.0	15,001.4	2.1
第９回	1918年９月	56.7	149.1	100.0	10,443.0	2.9
合　計		437.2	1,343.1	600.0	98,178.2	2.4

資料：*Monatsschrift für Arbeiter- und Angestellten-Versicherung*, 3. Jg. Heft 4, April 1915, Sp. 217-223; Heft 10, Oktober 1915, Sp. 609-611; 4. Jg. Heft4, April 1916, Sp. 201-203; Heft 10, Oktober 1916, Sp. 569-572; Heft 11, November 1916, Sp. 625; 5. Jg. Heft 4, Mai 1917, Sp. 373-375; Heft 11, November 1917, Sp. 741-743; 6. Jg. Heft 5, Mai 1918, Sp. 217-219; Heft 11, November 1918, Sp. 505-507; 大蔵省理財局編纂『独逸財政経済統計要覧』（昭和２年10月調）、14-15ページ。

身というきわめて喜ばしい像」として描きながら、「戦時公債引き受けの可能性と引き受け額は、使うことのできる資金額だけでなくこの資金の流動性にもよる。引き受け額を個々の愛国心の尺度とみなすのは全く判断力に欠けることになる」、という注釈も加えた。また、「1914年ライヒ保険庁業務報告」[219]は、「同業保険組合の積立金の適当な一部あるいは保険所の有価証券と抵当権を抵当とする借り入れに対してライヒ保険庁が何ら異存はないと言明したことは、保険者の戦時公債引き受けも容易にした。それに従って、同業保険組合は3750万マルク、保険所と特別保険所は約１億5000万マルクの戦時公債を引き受けた」、と記した。既にみたように、実際にも14年に廃疾保険保険者の債務が急増したが、これについては、14年の廃疾＝遺族保険の主な結果を報じた記事には、「債務の異常な増加は、保険者の多くが戦時公債購入やゲマインデに対する貸し付けのために、大抵は有価証券を担保として借り入れを行ったことに起因するといわねばならない」、という記述がみられた。15年の結果についての記事でも、「債務の異常な増大は、1915年に２度戦時公債が発行され、保険者がその巨額を引き受けたことと因果的な関係にある」、と指摘された。16年についての記事では、うえと同じ記述に加えて、純資産の44％近く（10億6200万マルク）がライヒと邦の国債に投資されたことも報じられた[220]。

有価証券などを担保とする借り入れによって得られた資金を戦時公債の引き受けに用いるという方式が保険財政にとって大きな負担となったことを、デュットマンが指摘した。彼は次の

218）Die Beteiligung der Träger der reichsgesetzlichen Sozialversicherung an den deutschen Kriegsanleihen, in: *Monatsschrift für Arbeiter- und Angestellten-Versicherung,* 3. Jg. Heft 4, April 1915, S. 218. 第３回の戦時公債発行以降についても同様の注釈が付されている。

219）Geschäftsbericht des Reichsversicherungsamts für das Jahr 1914, in: *Amtliche Nachrichten des Reichsversicherungsamts,* 31. Jg. Nr. 2, 15. Februar 1915, S. 234.

ように述べた。「予見できなかった負担を無原則に事後的に導入し始めると、保険制度全体にどのような危機が生じるだろう。1916年末には、この年の資産増の７倍にあたる戦時公債引き受けのために、保険所と特別保険所はすでに５億マルクを超える前貸しを受けた。1917年にはこの負債は７億5000万マルクに増大すると予想されるが、剰余は、1916年の年金負担の著増に強い影響を受けて、保険料の引き上げにもかかわらず、さらに減少するだろう。将来がこれほど不安定でいかなる見積りもできないときに、保険所理事の誰が次回の公債引き受けの責任をとることができるだろう。」[221] デュットマンの叙述には、状況を過度に悲観的に描いているところもみられるけれども、18年には債務が増大する一方、純資産が減少した状況に照らして、彼の警告を全くの杞憂として退けることも難しい。

d　小括

以上、戦時期の廃疾＝遺族保険の動向を辿ってきた。そこでみられた特徴をまとめて結びとしよう。

第１に、廃疾＝遺族保険制度はその発足時から、年金などの給付にとどまらず、早期の廃疾を防ぐべく、被保険者の治療、および、公衆衛生や教育、住宅建設への融資といった公益的投資にも力を注いできた。この点はカウフマンが指摘したとおりである。そこには人口政策的な配慮が働いていたことも注目に値しよう。

第２に、それを可能にしたのは廃疾＝遺族保険制度の財政システム、とくに巨額の資産とその運用であった。

第３に、これらの特徴は基本的には戦時期にも維持され、制度が戦時体制に適応していく際の手掛かりを提供した。公益的投資が資産運用において大きな比重を占め続けたことに加えて、「ライヒ保険法」第1274条を根拠として戦時福祉事業が展開された。また、保険所が有する資産は戦時公債の引き受けにも用いられた。もっとも、それに要する資金は保有有価証券を担保とする借入によって調達されねばならず、そのために、保険所と特別保険所との負債は急増した。

第４に、戦時体制への適応については、ライヒ保険庁の積極的な働きかけが目立った。それは保険者に対する多くの同文通達に示されている。

第５に、本来の保険業務では、戦時期に年金などの給付額は被保険者数の増大を大きく上回るペースで増大した。しかも、軍務召集された被保険者は保険料を支払うことなく給付請求権をもつとされたから、給付支出の増大は制度の運営と存続にとっては大きな問題となった。1916年の保険料引き上げは保険料収入の増大に寄与したけれども、18年に導入された年金割増は保険者の負担を大きくし、経常収入と経常支出はほぼ拮抗するにいたった。

第６に、こうしたなかで給付を抑制する動きがみられた。廃疾年金に代わって相対的に安上がりな疾病年金が選択されることが多かったし、よりさかのぼっていえば、「廃疾」を認定する基準自体が曖昧であり、それが「廃疾」の認定に際して被保険者に不利に作用することもあった。1916年の老齢年金支給開始年齢の引き下げは制

220）Hauptergebnisse der Invaliden- und Hinterbliebenenversicherung 1914, 1915 u. 1916, in: *Reichs-Arbeitsblatt,* 14. Jg. Nr. 3, 22. März 1916, S. 247; 15. Jg. Nr. 8, 22. August 1917, S. 653; 16. Jg. Nr. 5, 24. Mai 1918, S. 385. ヴェストファーレン保険所は７回の戦時公債発行について6200万マルクを引き受けたが、そのための流動資金が不足していたために、有価証券を担保として5¼～5⅛％の利率で借り入れを行った。Kriegsfürsorgemaßnahmen der Landesversicherungsanstalt Westfalen, S. 382.

221）Düttsmann, Die Zulage zu den Renten der Invaliden- und Hinterbliebenenversicherung, S. 87.

度の拡充を意味したけれども、同時に保険料も引き上げられた。また、18年に実現した割増給付が物価上昇に対してどの程度の補填となったのかも明らかではない。

第７に、被保険者の廃疾を予防する医療も縮小した。それには、労働力に対する需要が高まる一方、生活維持の必要から多少の不具合をおしても就業するという戦時体制特有の事情が作用した。こうした側面とならんで、医療施設の戦傷者への提供によるしわ寄せが制度本来の対象である被保険者に及んだ点も看過できない。

これらのことを突き合わせてみると、廃疾＝遺族保険制度は、戦争の遂行に対して保険者として積極的に協力する姿勢をとりながら、本来の業務については抑制的な運営を迫られたと結論づけることができよう。こうした運営も戦争の終盤には限界に近付きつつあった。保険者の財務状況の悪化や年金割増に対する保険所の対応がそれを示している。

〔九州大学名誉教授〕